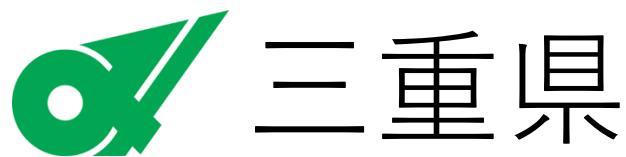


令和 8 年度予算の確保に向けた
国への要望

令和 7 年 11 月



目 次

【重点項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	津波避難施設整備への支援の充実	内閣府、総務省、国土交通省	1
2	防災庁の地方拠点設置	内閣官房	2
3	周産期医療提供体制の確保に向けた支援	こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省	3
4	病院の経営改善に向けた支援	総務省、厚生労働省	6
5	地域の不安解消につながる太陽光発電の規制強化	経済産業省、資源エネルギー庁、環境省	8
6	森林資源の循環利用と花粉発生源対策の推進に向けた支援	農林水産省	10
7	地方へのインバウンド誘客に向けた支援	国土交通省、観光庁	11
8	災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靭化の推進	内閣官房、総務省、財務省、国土交通省	13
9	農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化の推進	内閣官房、財務省、農林水産省	15
10	安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進	財務省、 国土交通省	17
11	災害に強い県土づくりのための流域治水の推進	財務省、 国土交通省	22
12	背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進	財務省、国土交通省	27
13	地域公共交通の維持・確保に向けた支援の拡充	国土交通省	29
14	リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を中心としたまちづくりの検討支援	国土交通省	31
15	人口減少対策の取組に向けた支援	内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省	33

【一般項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	国民保護に係る避難施設の確保	内閣官房、消防庁	37
2	外国人との共生社会実現に向けた施策の推進等	内閣官房、出入国在留管理庁	37
3	外国人労働者に対する日本語教育支援の充実	内閣官房、厚生労働省	37
4	物価高への対策に係る地方への財政措置等	内閣府	37
5	防災DXの推進による災害対応力の強化	内閣府、気象庁	38
6	災害救助法および被災者生活再建支援制度の拡充・充実	内閣府	38
7	住家被害認定調査の判定方法の簡素化とデジタル技術の活用	内閣府	38
8	避難所の生活環境改善への支援	内閣府	38
9	避難所として利用可能な宿泊施設の事前登録制度の創設	内閣府	38
10	性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり	内閣府	38
11	ジェンダーギャップの解消・男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	内閣府	39
12	性犯罪・性暴力対策の推進	内閣府	39
13	犯罪被害者等支援の推進	人事院、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省	39
14	治安対策の充実・強化	国家公安委員会(警察庁)、総務省	39
15	地方消費者行政の推進	消費者庁	40
16	切れ目のない妊娠・出産支援等の推進	こども家庭庁	40
17	幼児教育・保育の充実	こども家庭庁、文部科学省	41
18	地域子ども・子育て支援事業の充実	こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省	41
19	発達支援が必要な子どもへの対応	こども家庭庁、厚生労働省	41
20	児童相談体制の充実と強化	こども家庭庁	42

No.	項目	関係省庁	頁
21	社会的養育の推進およびひとり親家庭等への支援	こども家庭庁	42
22	フリースクール等学校以外の多様な学びの場を活用する児童生徒への支援	こども家庭庁、文部科学省	43
23	自治体情報システムの標準化とガバメントクラウドの安定した運営に関する支援	デジタル庁	43
24	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等	総務省	43
25	水道事業の持続可能な仕組みづくり	総務省、国土交通省	43
26	消防力向上の取組への支援措置の充実	消防庁	44
27	市町村が図上訓練を実施する際に要する経費の支援制度の拡充	消防庁	44
28	日本酒の原料米の価格高騰に伴う酒蔵支援	国税庁	44
29	外国人住民に対する日本語教育の充実	文部科学省	44
30	高校授業料無償化の確実な実施および高校生等奨学給付金の制度拡充	文部科学省	45
31	高校魅力化・活性化に向けた支援の充実	文部科学省	45
32	ＩＣＴを活用した教育の推進	文部科学省	45
33	学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充	文部科学省	46
34	学力向上施策に対する支援の充実	文部科学省	46
35	いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実	文部科学省	46
36	外国人児童生徒に対する支援の推進	文部科学省	47
37	夜間中学の設置に向けた支援の充実	文部科学省	47
38	特別支援教育の推進	文部科学省	47
39	子どもの貧困対策の推進	文部科学省	47
40	教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用	文部科学省、スポーツ庁、文化庁	48

No.	項目	関係省庁	頁
41	義務教育費国庫負担制度の充実	文部科学省	48
42	安全・安心に学べる教育環境の整備	文部科学省、スポーツ庁	49
43	学校給食・食育の充実と健康教育の推進	文部科学省	50
44	学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実	文部科学省	50
45	地域と学校の連携・協働体制の構築	文部科学省	50
46	部活動の地域展開に向けた支援の充実	スポーツ庁、文化庁	51
47	国民スポーツ大会の実施における地方自治体の財政負担の軽減	スポーツ庁	51
48	文化財保護事業等の拡充	文化庁	51
49	ユネスコ無形文化遺産への登録	文化庁	51
50	地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の拡充	厚生労働省	52
51	地域医療提供体制の充実に向けた支援	厚生労働省	52
52	医療機関等に対する物価高騰対策支援	厚生労働省	52
53	外国人患者を受け入れている医療機関に対する支援	厚生労働省	52
54	災害時の医療提供体制の整備	厚生労働省	53
55	循環器病対策推進のための財政支援の拡充等	厚生労働省	53
56	がん対策の推進のための財政支援の拡充	厚生労働省	53
57	小児医療提供体制の確保に向けた支援	厚生労働省	53
58	医師および看護職員の確保に向けた取組の推進	厚生労働省	54
59	介護サービスの提供に係る施策の充実	厚生労働省	54
60	介護人材の確保に向けた施策の充実	厚生労働省	55

No.	項目	関係省庁	頁
61	新興感染症に備えた対応	厚生労働省	55
62	結核医療提供体制の推進	厚生労働省	55
63	予防接種の推進	厚生労働省	56
64	健康づくりの推進	厚生労働省	56
65	妊婦健康診査における歯科健康診査の実施	こども家庭庁、厚生労働省	56
66	こころの電話相談のさらなる充実について	厚生労働省	56
67	医療費助成制度の充実	厚生労働省	56
68	薬剤師確保に向けた取組の推進	厚生労働省	57
69	災害時の薬局機能を維持するための体制の整備	厚生労働省	57
70	地域共生社会の実現に向けた包括的支援等	厚生労働省	57
71	生活保護世帯における冷房器具購入に関する取扱いの緩和等	厚生労働省	57
72	障がい者の地域生活支援、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進	内閣府、こども家庭庁、スポーツ庁、厚生労働省	58
73	農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進	厚生労働省、農林水産省	58
74	家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化	農林水産省	59
75	原油・物価高の影響を受ける農林水産事業者への支援の継続・強化	農林水産省	59
76	一次産業者の利益拡大に向けた海外市場への輸出拡大支援	農林水産省	60
77	農業の生産振興を支える体制づくりに係る支援の充実・強化	農林水産省	60
78	農業者等の収益力強化や経営安定に向けた支援の充実・強化	農林水産省	61
79	ツキノワグマによる被害防止を含めた鳥獣被害対策の着実な推進	農林水産省、環境省	61
80	強い農業の実現に向けた農業農村整備事業等の推進	総務省、財務省、農林水産省	62

No.	項目	関係省庁	頁
81	活力ある持続可能な農村の振興に向けた支援の充実	農林水産省	62
82	森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた支援	農林水産省	62
83	水産業および漁村の振興に向けた支援	総務省、農林水産省	63
84	四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた支援	経済産業省	63
85	自動車関連産業におけるサプライチェーンの新規構築や国内販路開拓に向けた取組に対する支援	経済産業省	63
86	洋上風力発電の導入拡大および関連産業の育成に向けた支援	経済産業省	64
87	社会課題の解決に向けた電力使用データ活用の推進	経済産業省	64
88	商工会議所・商工会の機能強化について	総務省、中小企業庁	64
89	あらゆる産業を支える戦略物資である半導体産業の振興に向けた支援	経済産業省	64
90	地域公共交通への支援の拡充	国土交通省	65
91	中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現や利用促進に向けた取組等への支援	国土交通省	65
92	地籍調査の推進	国土交通省	65
93	耐震シェルター補助制度への支援	国土交通省	66
94	水道施設の整備等に向けた支援の拡充	国土交通省	66
95	既存水道施設の耐震化・老朽化への支援	国土交通省	66
96	2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の推進	総務省、資源エネルギー庁、環境省	66
97	海岸漂着物対策の推進	環境省	66
98	「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた施策の推進	環境省	66
99	産業廃棄物の環境修復事業への財政支援の継続・恒久的な財政支援のための制度	総務省、財務省、環境省	67
100	国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化	環境省	67

No.	項 目	関係省庁	頁
101	再生可能エネルギー発電設備導入・更新への支援	環境省	67
102	不適正ヤードの規制の強化	環境省	67
103	大規模災害発生時における自衛隊のさらなる支援	防衛省	67

重 点 項 目

1. 津波避難施設整備への支援の充実

(内閣府、総務省、国土交通省)

津波避難タワーなどの津波避難施設は、安全な高台等への避難が困難な地域において住民の生命を守るために重要な施設であることから、整備が一日でも早く進むよう、津波避難施設の整備に対する支援制度を継続し、必要な予算を確保した上で、支援制度のさらなる拡充を図ること。

《現状・課題等》

今後 30 年以内の発生確率が 60%から 90%程度以上とされている南海トラフ地震では、東海、近畿、四国、九州などの超広域にわたり被災することから、我が国にとって、深刻かつ甚大な被害が生じることが想定されています。

中央防災会議が令和 7 (2025) 年 3 月に公表した被害想定では、全国の南海トラフ地震による死者数は最大約 29.8 万人に達し、被害額は 270 兆円を超えると見込まれています。

また、沿岸部には、最大 34m の津波が押し寄せ、津波による死者は約 21.5 万人と想定されていることから、南海トラフ地震による被害の軽減を図るために津波避難タワーなどの津波避難施設の整備が必要となります。

しかし、津波避難タワー等 1ヶ所あたりの整備費が 2～3 億円程度必要とされ、緊急防災・減災事業債や「南海トラフ地震対策特別措置法」による補助嵩上げなどの財政支援制度の活用により、津波避難施設の整備は一定進んできているものの、財政支援制度を活用してもなお市町の財政負担が大きく、津波避難施設の整備を進められない市町もあります。

県では令和 5 (2023) 年度から国の緊急防災・減災事業債や南海トラフ地震国庫補助金等を活用した取組に対し、県独自の補助金を設けたところですが、市町からはさらなる負担軽減となる支援が求められています。

すべての要避難者が確実に避難することができる施設の整備を促進するため、今後も防災・安全交付金等の既存の支援制度を継続し、予算の確保が必要です。

また、地方の財政負担が軽減されるよう、「南海トラフ地震対策特別措置法」による補助の一層の嵩上げや、国交付金活用時の地方負担部分に、「緊急防災・減災事業債」などの交付税措置率の高い地方債を充当可能とするなど、支援制度のさらなる拡充を図ることが必要です。

事務担当 防災対策部地域防災推進課、県土整備部都市政策課

関係法令等 災害対策基本法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、
地方財政法

2. 防災庁の地方拠点設置

(内閣官房)

- 1 防災庁の地方拠点設置にあたっては、被災地の正確な被害状況をいち早く把握し、人命救助をはじめとする効果的な対策を講じていくため、施設自体の耐災害性を確保した上で、被災地の最前線となる本県に設置すること。
- 2 防災庁の地方拠点の設置に向けた考え方は、地方拠点に期待される役割をふまえて被災地の最前線に設置することを明記し、早期に示すこと。

《現状・課題等》

- 1 防災庁は、徹底的な事前防災を推進するとともに、発災時・復旧復興期の対応の司令塔となることが期待されています。

事前防災の取組や発災時の司令塔として効果的な対策を検討するためには、実際に被災することが想定されている地域の状況や、実際に被災した現地の状況を正確に把握することが重要ですが、現地から離れた場所では迅速・正確に状況を把握することが困難です。

そのため、防災庁の地方拠点は、設置する施設の耐災害性を確保した上で、被災地に近いところ、被災地の最前線へ設置する必要があります。

本県は、沿岸部や南部地域を中心に、南海トラフ地震で大きな被害が想定されていますが、耐災害性を確保できる場所もあることから、地方拠点を設置するのに適しています。

また、本県が取り組んできた防災・減災の取組は、国と地方が一体となって地方の事前防災を推進するにあたって貴重な知見になります。

- 2 防災庁の地方拠点については、経済財政運営と改革の基本方針 2025 に「地方の防災拠点についても、検討を進める」と記載されているものの、地方拠点の設置に向けた具体的な考え方は未だ何も公表されていません。

一方で、全国各地の自治体が地方拠点の誘致を表明していますが、要件や基準がない中でそれぞれが考える優位性をアピールしており、地方拠点設置に向けた議論は深まっていません。地方拠点の設置をすみやかに進めるため、早期に地方拠点の設置に向けた考え方を示すことが必要です。

地方拠点には、発災時の司令塔機能の発揮や、地域防災力の強化といった役割が期待されています。その機能を果たすためには、現場からの正確な情報の把握、被災が予想される自治体や地域コミュニティと密接に連携して事前防災対策を強化するためにも、被災地になるべく近い場所に設置することが望ましいと考えます。

このことをふまえて、地方拠点の設置に向けた考え方を早期に示す必要があります。

事務担当 防災対策部防災対策総務課

関係法令等 なし

3. 周産期医療提供体制の確保に向けた支援

(こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

- 1 産科医療機関に対する補助制度について、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう、新たな補助金としての再構築、補助要件の緩和等、財政支援の拡充を行うこと。
- 2 出産費用の自己負担無償化後も安定した周産期医療提供体制を確保できるよう、地域の現状を十分に把握した上で、導入に伴う混乱の発生防止に向けた対策を講じること。
- 3 助産師の養成・確保について、分娩数の減少等に鑑み、助産師養成課程における実習要件の弾力化等の検討を行うこと。
- 4 国全体でどのような周産期医療提供体制をめざしていくのかについて、令和9（2027）年度から開始される新たな地域医療構想での位置づけも含め、国において検討を行うこと。

《現状・課題等》

1 本県では、リスクの低い出産は地域の産科医療機関（実際に分娩を取り扱う病院、診療所）・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センター等で行うという適切な機能分担、連携体制を構築することで安心・安全な周産期医療の提供を行っています。このため、周産期医療の提供には、地域の産科医療機関での分娩取扱数を一定数維持することが必要と考えています。

本県における産科医療機関の施設数は、令和4（2022）年4月の34施設から令和7（2025）年4月には26施設へと3年間で8施設が減少しています。特に、伊賀地域においては、昨年度、地域医療構想区域内に3施設あった分娩取扱医療機関が1施設まで急減したこと、住民からは不安の声が寄せられており、残された産科医療機関では業務が逼迫するなど、様々な影響が生じています。また、出生数は過去最少を更新するなど、減少に歯止めがかからず、産科医療機関を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。さらに、産婦人科・産科・婦人科の診療所勤務医師の40.7%が70歳以上であることから、今後、分娩を扱う診療所の減少が加速し、今まで築き上げてきた地域の産科医療機関・助産所と周産期母子医療センター等の機能分担、連携体制の維持が困難になることが見込まれます。

産科医療機関に対する現行の補助制度については、「分娩取扱施設整備事業」がありますが、補助対象経費は施設整備と設備整備のみとなっています。そのため、本県では構想区域内に分娩取扱施設が1医療機関のみとなった場合に、当該地域におけるリスクの低い分娩の受入体制を維持するため、非常勤の当直産科医の受入に係る経費を支援する、県独自の補助事業を創設し、当該医療機関の運営支援を行っています。こうした状況をふまえ、国において産科医療機関等への運営費等に対する補助制度の新設又は拡充が必要であると考えています。

また、診療所を維持していくためには、円滑な承継が必要であり、令和7（2025）年3月に、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」が創設されましたが、本事業は地域偏在の是正を主眼としているため、へき地等の「重点医師偏在対策支援区域」における承継が対象とされています。一方、産科等の診

療科については、特定の地域のみではなく、県内全域において承継者の確保が困難な状況にあります。そのため、本県では分娩取扱医療機関の維持に向けて、有識者の意見等もふまえ、県独自の支援策の創設を検討しているところですが、分娩取扱施設の維持については全国的な課題であることから、国において支援策を創設することが必要であると考えています。

さらに、本県は南北に長い地勢を有し、一定の人口規模を持つ都市がほぼ長軸方向に分散して存在することから、二次医療圏をベースに8つの地域医療構想区域を設定し、各構想区域の現状と課題を把握の上、実情に応じてきめ細かに対応していますが、国の支援策は、その多くが二次医療圏を支援の対象地域としているため、構想区域単位で支援策を適用できず、地域の実情に応じた支援が困難な状況にあります。

少子化に歯止めをかけ、地域の人口を維持していくためにも、妊婦が地域で安心して出産し、子育てができる環境を維持することが必要であることから、産科医療機関に対する支援について、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう、新たな補助金としての再構築、補助額のさらなる拡大、補助要件の緩和等の財政支援の拡充を行う必要があります。

2 産科医療機関が減少に向かっているもう一つの背景として、出産費用の自己負担無償化があります。分娩費用や無痛分娩の実施割合等に地域差がある中で、自己負担無償化の対象となる分娩の範囲や産科医療機関に支払われる費用等が現時点では明確ではないことから、県内の産科関係者からは不安の声が数多く寄せられています。

そのため、自己負担無償化をきっかけに、産科医療機関の減少の動きにさらに拍車がかかるおそれがあります。

自己負担無償化後も安定した周産期医療提供体制を確保できるよう、地域の現状を十分に把握した上で、導入に伴う混乱の発生防止に向けた対策を講じることが必要です。

3 令和6（2024）年末における本県の就業助産師数は、人口10万人当たり30.7人（全国32位）で、全国水準の31.3人を下回っている状況です。また、助産師の約6割が病院勤務であり、診療所勤務との差は約2倍になるなど、就業場所についても偏在している状況です。

助産師の養成・確保については、助産師をめざす学生が10例程度の分娩を経験することが養成課程における実習要件となっていますが、出生数や分娩取扱医療機関数がともに減少しており、帝王切開などリスクの高い分娩の割合も増加しています。助産師養成課程において分娩介助件数の確保が困難な状況にあることから、実習要件の弾力化等について検討いただく必要があります。

4 人口減少や出生数の減少による周産期医療提供体制を取り巻く環境の悪化は、全国的な問題であり、各都道府県が地域の実情に応じて対策を講じているところですが、地域ごとの医療資源の状況等には大きな差が生じています。

人口規模や地理的条件等が異なることや、分娩取扱施設の機能等にもよることから、一概に数の多寡のみをもって比較はできませんが、例えば、令和5（2023）年10月1日時点における分娩取扱施設数は、最大の東京都は147施設、最小の高知

県は9施設と差があります。また、都道府県別の正常分娩に要する費用の平均値は、最高額である東京都の625,372円に対し、最低額の熊本県は388,796円と、約24万円の差があります。加えて、無痛分娩の割合は、東京都では3割弱あるのに対し、本県では5%強にとどまり、高知県では0%と、地域によって著しい差が生じている状況です（令和5（2023）年度時点）。

このように周産期医療提供体制に関する状況等に格差が生じている中、過去に例のないスピードで環境が変化しており、地域差をふまえた上で、将来を見据え、今後の周産期医療提供体制のあり方を都道府県主体で検討していくことは難しいと考えます。

このため、国として異次元の少子化対策に取り組んでいる中で、国全体でどのような周産期医療提供体制をめざしていくのかについて、令和9（2027）年度から開始される新たな地域医療構想での位置づけも含め、検討いただくことが必要です。

事務担当 医療保健部医療政策課、医療人材課

関係法令等 産科医療確保事業等実施要綱、医療施設等施設整備費補助金交付要綱、医療施設等設備整備費補助金交付要綱、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

4. 病院の経営改善に向けた支援

(総務省、厚生労働省)

- 1 病院の運営について、度重なる物価高騰や患者減少、人件費上昇等により、地域医療の維持が困難となる危機的な状況であることから、将来にわたり必要な地域医療提供体制を構築するために、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬改定を行うとともに、各補助金・交付金の充実や緊急的な財政支援を行うなど、病院に対する支援を拡充すること。
- 2 公立・公的病院は、地域の拠点病院として重要な役割を果たしていることから、引き続き、周産期、救急、小児、精神医療等の不採算であっても実施することが不可欠な分野や、へき地等における政策医療を安定的に提供できるよう、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬改定や、各補助金・交付金の充実、緊急的な財政支援に加え、地方財政措置の拡充等を図ること。
- 3 近年の物価高騰により、病院建替え等の建築費が上昇していることから、地域医療構想を推進するための病院の再編統合や機能転換にあたって必要となる病院工事における各種補助制度について、補助対象や補助単価の拡充を図ること。

《現状・課題等》

1 近年の平均在院日数の短縮傾向に加えて、物価高騰や人件費の上昇等の影響により、病院は極めて厳しい経営環境にあります。全国同様に三重県においても、生産年齢人口の減少に伴う従事者不足や、さらなる物価・人件費の上昇が見込まれ、個別の病院の経営努力のみでそれらを補う収支の改善は難しい状況です。

国において新たな地域医療構想の方向性が取りまとめられ、各都道府県・市町においても、令和 22 (2040) 年頃を視野に確保すべき医療提供体制を議論していく必要がありますが、現下の経済・物価動向をふまえると、その中心的な担い手である病院の各機能の維持が困難となるおそれがあります。

このため、引き続き病院が安定的に地域医療を提供できるよう、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬改定や、各補助金・交付金の充実、緊急的な財政支援が必要です。

2 公立・公的病院（以下「公立病院等」という。）は、地域の拠点病院として、救急医療・へき地医療・精神医療・感染症対応など地域において重要な役割を果たしています。また、新型コロナウイルス感染症への対応において、積極的な病床確保と入院患者の受入れをはじめ、中核的な役割を果たしたことで、感染症拡大時に公立病院等の果たす役割の重要性が改めて認識されたところです。

一方で、近年の、物価高騰や人件費の上昇等の影響により、公立病院等は極めて厳しい経営環境にあり、令和 6 (2024) 年度の三重県内の公立病院等の大半は医業損益が赤字に陥っています。

公立病院等は周産期医療をはじめ、救急、小児、精神医療等の不採算であっても実施することが不可欠な部門を担っているところが多く、こうした部門における収支状況は特に厳しくなっており、個別の病院の経営努力のみでそれらを補う収支の改善は難しい状況です。

そのような中、令和6（2024）年度診療報酬改定では、物価や賃金の上昇、経営状況等の影響をふまえて引き上げが行われましたが、運営コストはこれを上回って上昇しており、現下の経済・物価動向等をふまえると、地域医療の中心的な担い手である公立病院等の各機能の維持が困難となるおそれがあります。

このため、引き続き公立病院等が、周産期、救急、小児、精神医療等の不採算であっても実施することが不可欠な分野や、へき地等における政策医療を安定的に提供できるよう、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬改定や、各補助金・交付金の充実、緊急的な財政支援に加え、地方財政措置の拡充等を図ることが必要です。

3 地域医療構想については、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢化により増大する医療需要に対応するため、病床の機能分化・連携を通じて、質の高い効率的な医療提供体制の確保をめざし、地域医療構想調整会議において、各医療機関の具体的対応方針や公立病院経営強化プランを議論してきました。

地域医療構想に沿った機能転換や再編・統合等にあたっては、病院の建替えや増改築が必要となります。福祉医療機構のレポートによると、直近10年間で病院の建築費は1.5倍程度上昇しており、上昇のスピードも急速です。このため、発注工事の不調や、追加費用が必要となるといったリスクが大きくなっています。

長らく、病院の病床利用率や医業利益率が低下傾向にある中では、建築工事の高騰が病院に与える影響は大きく、地域医療構想の実現に向けた移転や新築工事に二の足を踏む状況となっています。このままでは、病床機能の集約等の効率化を充分に行えないばかりか、老朽化した病院の更新ができず、日常の診療の維持に支障をきたすおそれがあります。

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業において、建築資材高騰分の給付金事業が創設されましたが、国の補正予算における対応では、医療機関に適切なタイミングで周知することができず、計画的な予算計上・執行が困難な面があります。

については、当該緊急支援事業の恒久化や、医療提供体制施設整備交付金事業、地域医療介護総合確保基金等の既存の補助制度における補助対象・補助単価のさらなる拡充が必要です。

事務担当 地域連携・交通都市町行財政課、医療保健部医療政策課、病院事業庁県立病院課

関係法令等 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法

5. 地域の不安解消につながる太陽光発電の規制強化

(経済産業省、資源エネルギー庁、環境省)

- 1 再生可能エネルギーの導入においては、地域の理解のもと、自然・生活環境や景観との調和、適切な土地利用が図られるよう、許可制を含めた設置規制の強化について方策を検討すること。また、これらの対応にあたって、国民の不安解消につながるよう積極的に発信すること。
- 2 太陽光発電施設の設置や運用においては、地域の理解や協力が必要であることから、太陽光発電施設の立地地域に利益が還元される仕組みを検討すること。
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力発電など、新たな脱炭素の技術・製品の実用化に資する取組を加速すること。

《現状・課題等》

1 再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観、生物多様性の観点を含めた環境への影響等に対する地域の懸念が全国的に高まっています。

本県では、太陽光発電施設に係る県民からの相談等が、3年間（令和4年度から令和6年度まで）で約270件（意見内容）あり、雑草繁茂や標識不備、設備を囲む柵の不備など維持管理に関するものや説明会の開催等に関するものが多くなっています。また、令和6年3月には、三重県議会から知事に対して「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出され、条例による設置規制区域の導入や適正な維持管理の義務化等について提言されました。

こうした状況をふまえ、本県では、地域と共生した再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入のための課題を整理し、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の適用範囲の拡大（非FIT/FIPの追加、規模要件の見直し）、太陽光発電施設の設置に係る県環境影響評価条例の適用対象の拡大、持続的な森林保全につながる「森林由来J-クレジットの推進に関する条例（仮称）」など、対応策の検討を進めています。

太陽光発電施設については、立地場所や設置・運用の方法によっては、雑草繁茂や標識・柵の不備、反射光による影響、隣地への排水流出、希少種など重要な動植物への影響、地域で保全しようとしている景観への影響、法面崩壊等が生じた場合の影響など、地域の自然・生活環境や景観等に影響を及ぼすおそれがあることから、地域の理解のもと、自然・生活環境や景観との調和、適切な土地利用が図られるよう、国として、許可制を含めた規制強化に係る方策の検討と国民の不安解消につながる積極的な発信が必要です。

2 地域と共生した再生可能エネルギーの導入にあたり、本県では、太陽光発電事業に係る企画立案から撤去・処分に至るまで、太陽光発電事業者が実施する遵守事項・推奨事項等を示したガイドラインを策定し、働きかけを行っています。地域の不安を解消するための取組をさらに進めるには、適正な事業実施の側面に加え、太陽光発電施設が立地する自治体が実施する事業や立地地域の振興につながる活動への支援等の仕組みを検討するなど、地域への貢献・利益還元といった側面もあわせて対応を検討することが必要です。

3 カーボンニュートラルの動きをチャンスととらえ、県内の産業・経済の発展につなげるため、本県では、再生可能エネルギーに関して、浮体式洋上風力発電の国の次期実証事業への応募を見据えたポテンシャル調査や、ペロブスカイト太陽電池の導入に係る検討・実証を行っています。再生可能エネルギーについて、脱炭素化と産業・経済の発展を両立する施策を加速するため、初期需要の創出への支援など新たな脱炭素の技術・製品の実用化に向けた取組が必要です。

事務担当 政策企画部企画課、雇用経済部新産業振興課、
環境生活部環境共生局地球温暖化対策課、資源循環推進課
農林水産部森林・林業経営課、治山林道課

関係法令等 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、森林法

6. 森林資源の循環利用と花粉発生源対策の推進に向けた支援

(農林水産省)

森林資源の循環利用や花粉発生源対策の推進に向けて、主伐後の再造林、スギ人工林の植え替え、森林の保育のための間伐、木材の搬出に向けた路網整備等を着実に進めるため、「森林整備事業」における予算を十分かつ安定的に確保すること。

《現状・課題等》

本県においては50年生を超えるスギ・ヒノキ人工林が、全国の割合を上回る約8割となっており、多くの森林が利用期を迎えており、森林資源の循環利用に向け、主伐・再造林等の森林整備を進める必要があります。一方で、主伐による木材販売収入に対し、植栽における苗木の購入、資材の運搬、植栽後の獣害対策、育林といった再造林や保育等に係るコストが高いなどの要因から、本県の再造林率は5カ年で約4割にとどまっており、森林所有者による主伐後の再造林が進んでいません。

こうした中、主伐・再造林をこれまで以上に推進していくため、本県の森林・林業に関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを定めた「三重の森林づくり基本計画」を令和7年3月に変更し、年間の再造林面積を10年後に約340ヘクタール増加させることを目標に掲げ、施策を展開しています。

特に、本県では、国において示された「花粉症対策初期集中対応パッケージ」で重点的に伐採・植え替えを実施していく「スギ人工林伐採重点区域」の面積が、全国で2番目の広さとなっており、花粉の少ない森林への転換を推進していくことが求められています。

主伐・再造林を進めていくためには、国における確実な支援が不可欠であることから、主伐後の再造林、スギ人工林の植え替え、森林の保育のための間伐、木材の搬出に向けた路網整備等を着実に推進していくよう、「森林整備事業」における予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。

事務担当 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

7. 地方へのインバウンド誘客に向けた支援

(国土交通省、観光庁)

- 1 高付加価値旅行者の地方への誘客を推進するため、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」を引き続き支援すること。
- 2 高付加価値旅行者のニーズに対応できる質の高いローカルガイド人材の確保・育成と活躍機会の創出に取り組むこと。
- 3 津波警報の発令など災害時の観光地における旅行者への迅速かつ適切な対応および情報提供に向け、さらなる支援を行うこと。

《現状・課題等》

1 本県において、「伊勢志摩及び周辺地域エリア」が「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」に選定されたことにより、インバウンド誘客の機運醸成が進み、体験コンテンツの造成や観光ガイド人材の育成、ファムトリップ招請などに取り組んでいます。

その結果、米国ニュースチャンネル CNN や業界紙 Virtuoso で同エリアが特集されたほか、一部の宿泊施設では、訪日外国人旅行者が増加するなど成果が生まれつつあります。

このように創出した需要を具体的な誘客につなげるためには、高付加価値旅行者の誘客を推進するための体制を整える必要がありますが、地域経営主体が自走できるまでには一定の時間を要することから、現在予定されている令和 9 (2027) 年度までの支援に引き続き、令和 10 (2028) 年度以降も支援が必要です。

2 高付加価値旅行者の多様なニーズに対応するためには、地域の歴史・文化や自然、暮らしや伝統をふまえた質の高い案内ができるガイド人材の確保が重要です。

しかしながら、本県の全国通訳案内士 164 名のうち、令和 5 (2023) 年度に本県が実施した県内の全国通訳案内士に対するアンケート調査（有効回答数 59 名）によると、専業ガイドとして活動しているのは 10% 程度、さらに高付加価値旅行者向けガイドとして継続的に活動しているのは 5 % 程度と著しく不足しています。

そこで本県では、令和 6 (2024) 年度より全国通訳案内士を含め、高い語学力、ガイドスキルを持つ意欲あるローカルガイドの育成に取り組むとともに、旅行会社や宿泊事業者とのマッチング会の開催等、活躍機会の創出に向けて取り組んでいますが、まだまだ十分な活用には至っていない状況です。

このため、国においても引き続き、質の高いローカルガイド人材の確保・育成の取組を進めるとともに、活躍機会の創出においては、地域の観光地づくりの核となる地域 DMO と連携したガイド活用の仕組みづくりが重要であることから、ローカルガイドの活用をサポートする事例の紹介をはじめ、取組へのさらなる支援が必要です。

3 令和 7 (2025) 年 7 月に発生したカムチャツカ沖地震による津波警報等が発令された際、交通機関の運休情報が伝わらず、多くの旅行者等が駅で滞留し、地域の観光協会や旅館組合が連携して旅行者等を最寄りの稼働駅まで送り届ける対応がとられました。

本県では、当時の状況や課題の把握を行うため、関係自治体等との意見交換を進めており、インバウンド含む旅行者に災害情報や交通機関の運行情報をいかに迅速かつ適切に届けられるかが重要であると考えています。

今回生じた事例は、全国の観光地で発生する可能性があることから、外国人旅行者へのスムーズな連絡体制の構築に取り組む地域の事例共有や、観光防災に関する研修等をはじめ、地域が行う啓発取組へのサポートなど、国の積極的な支援が必要です。

また、事業者から宿泊施設での滞留の長期化を懸念する声もあることから、「地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業」について、外国人旅行者が日本各地を安全・安心に訪れる環境整備を一層進めるため、引き続き支援いただくとともに、観光施設だけでなく、宿泊施設も当該事業を利用できるよう補助対象の拡大が必要です。

事務担当 観光部海外誘客課、観光振興課、観光戦略課

関係法令等 通訳案内士法

8. 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靭化の推進

(内閣官房、総務省、財務省、国土交通省)

- 1 半島地形を有し、南海トラフ地震で甚大な被害が想定される当県において、令和7年6月に策定された「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、近年の物価や人件費の高騰を加味した、必要かつ十分な予算・財源を確保すること。
災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靭化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。
- 2 地方自治体が国土強靭化に資する対策を円滑に進められるよう、令和7年度で終了する緊急自然災害防止対策事業、緊急防災・減災事業等の地方債の延長を図ること。
- 3 耐震性が不十分な住宅を解消するため、必要な予算の確保と住宅の耐震改修工事への補助限度額を更に増額すること。
- 4 市町が「防災集団移転促進事業」を積極的に活用できるよう、要件の緩和や補助対象経費の範囲を拡大すること。

《現状・課題等》

1 令和6年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震により、特に、能登半島において甚大な被害が発生しました。能登半島は三方を海に囲まれ交通網が脆弱であることから、被災地への陸・海・空の輸送ルートの確保や孤立地域の解消など様々な課題が浮き彫りとなりました。三重県は、南北に長く半島を有するなど、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県と地理的条件が類似しており、南海トラフ地震災害や激甚化・頻発化する風水害に備え、今回の震災から得られた教訓も生かしながら、引き続き、災害に屈しない強靭な国土づくりを進めることが必要です。

紀伊半島に位置する本県においても、災害に屈しない県土づくりに向けて、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策や橋梁の流出防止対策、河口部の大型水門・樋門等の耐震化、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策等について、県独自の令和3年度から7年度を計画期間とする「5年後の達成目標」を策定し、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等の予算を活用し対策を強力かつ計画的に講じていますが、今後も、継続的・安定的に国土強靭化対策を進める必要があります。

昨今の甚大な被害をもたらす地震・豪雨・豪雪などの災害の状況をふまえ、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めるため、令和7年6月に策定された第1次国土強靭化実施中期計画に基づき、近年の物価や人件費等の高騰を加味した、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することが必要です。

TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20(2008)年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。

能登半島地震では、発災直後からTEC-FORCEが集結し、発災後約1ヶ月の間にのべ10,000人を超える体制で、被災状況調査や災害対策機械による応急対策等の技術支援が実施されています。

地方整備局等の定員は、この5年間は微増したものの、発足時の約20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発化しインフラ老朽化が急速に進む

中、災害発生時におけるT E C – F O R C E の地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靭化を加速するための支援の充実が不可欠であり、地方整備局等のさらなる人員の確保が必要です。

- 2 本県では、緊急自然災害防止対策事業や緊急防災・減災事業等を活用し、国土強靭化に資する対策を実施中であり、対策が完了し効果を発現している箇所もありますが、対策が必要な箇所は未だ多く存在しています。

緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業等は令和7年度で終了する予定となっていますが、地方が国土強靭化に資する対策を引き続き円滑に進めるため、地方自治体の取組状況をふまえ、期間を延長する必要があります。

- 3 耐震改修促進法に基づく国の中長期基本方針等では、令和17（2035）年までに耐震性の不足する住宅を概ね解消することが目標とされています。三重県での住宅の耐震化率は令和5年度末で89.1%となっており、住民の生命・財産を守るため、引き続き、住宅の耐震化を進めていく必要があります。

令和6年能登半島地震の発生以降、県民の住宅耐震化への関心は急激に高まり、県内の耐震改修に係る補助件数は大幅に増加しています。しかしながら、国の令和7年度当初予算における三重県への社会資本整備総合交付金の配分率は要望額に対し約68%となっており、このままでは耐震化を加速する絶好の機会を失うことになります。三重県では、令和6年度6月補正予算において、耐震改修工事費の補助限度額の引き上げを行い、国においても、昨年度、補助限度額が増額されましたが、自己負担額の低減には依然として不十分な状況です。

住宅の耐震化を促進するため、補正予算も視野に入れた耐震化事業に必要な予算の確保と補助限度額のさらなる増額が必要です。

- 4 津波防御のためのハード整備による浸水域の減少や避難施設の整備を実施してきたが、南海トラフ地震の津波では甚大な被害が想定されます。移転元地防御のためのハード整備を行っている場合、津波浸水想定または津波災害警戒区域（イエローゾーン）では本事業を実施できない要件となっています。

一方、これまでの制度拡充により、津波災害特別警戒区域（オレンジやレッドゾーン）を含む地域での事前移転であれば、移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行えるようになったが、補助対象経費が限定され、移転元地の土地の買い取り・建物の補償等が対象外となっています。

避難困難者にとって、津波災害の指定区域の有無に関係なく、津波により浸水するエリアは危険な区域であるため、イエローゾーン等であってもハード整備が行えるように要件の緩和や移転元地の土地の買い取り、建物の補償など補助対象経費の範囲拡大が必要です。

市町が「防災集団移転促進事業」を積極的に活用できるよう、国として後押ししていただきたい。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、都市政策課

関係法令等 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 等

9. 農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化の推進

(内閣官房、財務省、農林水産省)

中長期的かつ明確な見通しの下、切れ目なく防災・減災、国土強靭化の取組を強力かつ計画的に進めるため、新たに策定された「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく施策に必要かつ十分な予算を別枠で確保すること。

- 1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水対策の一翼を担っている排水機場の耐震化および長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め、継続的かつ安定的に確保すること。
- 2 台風や近年の局地的な豪雨および地震などにより山地災害の危険性が増す中、災害に強い森林づくりを推進するための「治山事業」や、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を早期に推進するための「林道整備事業」について、必要かつ十分な予算を当初予算を含め、継続的かつ安定的に確保すること。
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港施設・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進め、漁村地域や漁業者の安全・安心を確保できるよう、必要かつ十分な予算を当初予算を含め、継続的かつ安定的に確保すること。

《現状・課題等》

激甚化・頻発化する気象災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策等を着実に推進するため、防災・減災対策に係る必要かつ十分な予算を確保するとともに、中長期的かつ明確な見通しの下、切れ目なく、これまで以上に国土強靭化の取組を強力かつ計画的に進めるため、新たに策定された「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく施策に必要な予算・財源を継続的・安定的に、通常予算とは別枠で確保することが必要です。

- 1 本県では、安全・安心な農村づくりに向けて、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく防災重点農業用ため池の防災工事や、市街地・集落を含む農村地域における排水対策の一翼を担う排水機場の耐震化および長寿命化について、強力かつ計画的に実施できるよう、必要な予算を継続的・安定的に確保することが必要です。
- 2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する大規模自然災害が全国各地で頻発する中、山地災害の未然防止や災害時に県道や市町道等の代替路としての機能が確保される林道の早期整備が求められています。
本県においても、新たに改訂した国土強靭化地域計画において山地災害対策を推進することとしており、災害に強い森林づくりや幹線林道の強靭化を計画的に進められるよう、「治山事業」や「林道整備事業」について、当初予算を含め、必要な予算を継続的かつ安定的に確保することが必要です。

3　南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、防波堤などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設について、耐震・耐津波、長寿命化対策を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められていることから、必要かつ十分な予算を当初予算を含め継続的かつ安定的に確保することが必要です。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、国土強靭化基本法、地方財政法、森林法、海岸法、漁港及び漁場の整備等に関する法律

10. 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 地方創生、国土強靭化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク解消に向けて熊野道路および紀宝熊野道路の整備を推進し、紀伊半島一周高速道路を早期実現すること。
4車線化事業化区間の着実な事業推進、未事業化区間の早期事業化を図るとともに、直轄無料区間については、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見もふまえ検討すること。
- 2 東海環状自動車道について、全線開通に向けて着実に整備を推進するとともに、開通見通しを早期公表すること。
新名神高速道路四日市JCT～亀山西JCT間の6車線化の早期事業化を図ること。
- 3 国道1号北勢バイパスについて、残る区間の用地取得に早期に着手すること。
国道23号鈴鹿四日市道路について、着実な事業推進を図ること。
国道23号中勢バイパスについて、暫定供用区間の渋滞緩和対策（立体化・4車線化）を推進すること。
- 4 国道1号桑名東部拡幅の老朽化が著しい伊勢大橋の架替について、着実に整備を推進すること。
国道42号松阪多気バイパスの朝田町南交差点立体化について、着実に整備を推進すること。
国道1号関バイパスの整備方針の検討を行うこと。
- 5 鈴鹿亀山道路について、早期整備等のため十分な予算を確保すること。
リニア三重県駅開業を見据えた鈴鹿亀山道路整備のため、亀山JCT部を含めた一連区間について早期整備のための必要な支援を検討すること。
- 6 名神名阪連絡道路について、着実な構想段階PⅠの実施を支援するとともに、連携して計画の具体化を図ること。
- 7 豊かで活力のある地域づくりの推進に向け、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進および支援を行うこと。
バスタ四日市の事業推進を図ると共に、津駅周辺については、バスタプロジェクトの早期ステップアップを行うこと。
- 8 大規模自然災害への備えとして、緊急輸送道路に指定されている直轄国道の無電柱化を推進すること。
直轄国道において舗装修繕や道路除草などの維持管理の強化のため、十分な予算を確保すること。
- 9 地方が真に必要とする道路整備を長期安定的に推進するために必要な予算を確保すること。
短期集中的に多額の投資が必要となる大規模構造物を伴う道路整備を安定的に推進するため、個別補助制度の要件を拡充すること。

- 10 地域の課題解決に向け、「道路メンテナンス事業補助」「踏切道改良計画事業補助」「土砂災害対策道路事業補助」の推進に必要な予算を確保すること。
 「土砂災害対策道路事業補助」について、砂防事業との連携に限らず実施できるよう、採択要件を緩和すること。
- 11 能登半島地震をふまえ、緊急輸送道路を対象に高盛土と集水地形箇所の点検および対策を重点的に推進するために必要な予算を確保すること。
 緊急輸送道路など防災上重要な道路における舗装修繕を推進するために必要な予算を確保すること。
- 12 通学路の交通安全対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 13 ナショナルサイクルルートの環境整備を推進するため、必要な予算の支援と拡充および、直轄国道での取組を推進すること。
 トンネル照明のLED化を推進するため、必要な予算の確保を図ること

《現状・課題等》

- 1 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れおり、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道42号は台風や豪雨等による通行止めが頻繁に発生することから、国土強靭化に向けた国道42号のダブルネットワーク化が求められています。
 加えて、当地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など、より地方創生が求められる地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。
 このことから、国土強靭化、地方創生に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の整備を推進し、紀伊半島一周高速道路を早期に実現することが必要です。また、4車線事業化区間である勢和多気JCT～紀勢大内山IC間の一部区間の着実な事業推進とともに、残る区間にについても早期事業化が必要です。また、直轄無料区間については、暫定2車線区間の4車線化早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見もふまえた検討が必要です。
- 2 東海環状自動車道について、いなべIC～大安IC間が令和7（2025）年3月29日に開通しましたが、全線開通となる養老IC～いなべIC間は、県境トンネル工事が難航しており、令和8（2026）年度開通予定としていた開通時期の見直しが必要となっています。沿線地域では開通を見越した設備投資が進められており、北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、全線開通に向けた着実な整備の推進とともに開通見通しの早期公表が必要です。
 新名神高速道路は、新東名高速道路と一体で3大都市圏を結ぶ日本の新たな大動脈であり、人の交流と物流において重要な役割を担うとともに、東名・名神高速道路の代替機能を果たす上で不可欠な高速自動車国道です。国内輸送の約9割を担う貨物自動車による輸送における効率的な物流ネットワーク構築が進められる中、物流のあり方を大きく変える可能性がある自動運転トラック等の実現を見据え、その基盤となる新名神高速道路、新東名高速道路の6車線化が進められています。三重県区間においては、亀山西JCT～大津JCTの6車線化について、令和3（2021）年度末から順次完成が進む中、四日市JCT～亀山西JCTは事業化されていないため、早期事業化が必要です。

3 北勢・中勢地域では、現道の国道1号、国道23号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。また、大規模災害時には、国道23号の機能が停止し、救援救助に支障が生じる可能性があります。

渋滞緩和による企業活動の生産性の向上や発災時の道路機能の確保のため、北勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一体整備による国道23号との南北主要幹線道路のダブルネットワーク化が進められています。北勢バイパスについては、残る区間の用地取得に早期に着手することが必要です。鈴鹿四日市道路については、着実な事業推進が必要です。

中勢バイパスについては、暫定供用区間の渋滞緩和対策を推進するなどネットワークの強化が必要です。

4 国道1号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9(1934)年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により20t超過車両(特殊車両)は通行できず、迂回せざるを得ない状況です。右折レーンの設置による渋滞の解消とともに、生産拠点間の輸送時間の短縮による物流の効率化が期待される伊勢大橋の架替について着実な整備推進が必要です。

松阪多気バイパスは、平成30(2018)年3月に暫定2車線で全線開通したことにより交通量が増加し、県道鳥羽松阪線との朝田町南交差点では、渋滞が増加しています。朝田町南交差点立体化の着実な整備推進が必要です。

国道1号関バイパスは、名阪国道と直結する大阪行ランプが平成19年(2007年)に、名古屋行ランプが平成20年(2008年)に開通し、国道1号の交通量の減少や亀山ICの安全性の向上に寄与しています。今後、リニア開通を見据え交通量の増加や交通形態の変更が見込まれるなか、地域の交通課題の解消に向け、関バイパスの整備方針の検討が必要です。

5 鈴鹿亀山地域は製造業を中心とした産業集積地ですが、高速道路が内陸部にあり、鈴鹿市中心部からはアクセスに時間を要しています。また、沿岸部は津波浸水区域や液状化想定区域となっています。鈴鹿亀山道路は、平常時の企業の生産性向上による産業振興に寄与するとともに、大規模災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動において有効に機能する道路として令和4(2022)年4月に補助事業として新規事業化されました。産業活動を支援し、防災機能を強化する鈴鹿亀山道路の早期整備が必要です。

亀山JCT部では、供用中高速道路上の施工やランプが輻輳する中での難工事、既設構造物との近接施工など技術的難易度が高い構造物が多いことが課題となっています。また、亀山JCT部は、供用中の高速道路を跨ぐ長大橋が輻輳する工事となり、現道交通への影響を少なくするために短期集中的に大規模投資が必要となります。早期整備のため十分な予算を確保するとともに、亀山JCT部において、早期整備に向けた必要な支援の検討が必要です。

6 本県の東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されておらず、これらの幹線道路を南北につなぎ、地域のさらなる発展に寄与する名神名阪連絡道路の早期整備が待ち望まれています。

周辺の道路では、生活交通と物流交通が混在しており、大型車混入率が全国平均と比べ非常に高く、交通安全の確保および物流の効率化が必要です。

また、名阪国道の通行止めの頻度は、新名神高速道路の3倍以上であり高規格道路のリダンシャーの確保が必要です。

計画の具体化に向けたこれまでの取組として、令和4年1月16日に第1回有識者委員会を開催し、令和5年1月～2月にかけて住民説明会、オープンハウスを実施し、意見聴取を行いました。さらに令和6年1月20日に第2回有識者委員会を開催し、優先整備区間の設定に向けた検討を行っています。

引き続き、有識者委員会の開催や構想段階P1の実施を支援するとともに、連携して計画の具体化を図ることが必要です。

7 近鉄四日市駅周辺については、リニア中央新幹線東京・名古屋間の開業効果を見据えて、分散するバス停を集約し利用者の乗換利便性等を改善するとともに、周辺のまちづくりと連

携することで賑わいのある空間を創出するなど地域経済の活性化を図るため、国道1号近畿四日市駅交通ターミナル整備事業が事業化されました。

また、津駅周辺の道路空間については、「津駅周辺道路空間検討委員会」において、有識者や交通関係者と幅広く意見交換を行い、令和4（2022）年3月に「津駅周辺空間の整備方針」を策定しました。本整備方針では、津駅周辺が、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生することを目的としています。また、令和4（2022）年度には本整備方針の具現化に向けて新たに「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を立ち上げ、令和7年7月には、津市により津駅周辺地区の目指す将来像を示した「津駅周辺基盤整備の方針性（ビジョン）」が策定・公表されました。

豊かで活力ある地域づくりや防災力の強化に向けて、交通拠点となる主要駅を中心とする空間整備の推進や支援が必要です。

8 令和6年能登半島地震では、石川県において約3,000本の電柱が倒壊したことにより、道路が通行できなくなり、救助活動に支障をきたしました。また、停電も長期化するなど、住民生活に甚大な影響を及ぼしました。

今後発生が危惧されている南海トラフ地震などの大規模自然災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動に備えて、緊急輸送道路に指定されている直轄国道の無電柱化について、着実な整備の推進が必要です。

三重県内の直轄国道の大型車交通量は全国平均に比べ2倍以上あり、特に名阪国道や国道1号、23号においては10,000台・方向/日（大型車）を超える箇所が存在し、舗装の劣化が急速に進んでいます。良好な走行環境を維持できるよう計画的な舗装修繕や道路除草、交通安全対策などの維持管理の強化が必要です。

9 幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めていますが、予算を十分に確保できず、計画的な道路整備の推進が困難となっています。このように地方が真に必要とする道路整備を長期安定的に推進するために必要な予算を確保することが必要です。

現状において、ICアクセスや、重要物流道路に係る個別補助制度はありますが、大規模な改築事業に係る個別補助制度はなく交付金事業で実施しています。大規模な構造物を迅速に整備し、早期に効果を発現するためには、個別補助事業による予算措置が必要です。このため、大規模構造物を伴う道路整備について、個別補助制度を適用できるよう拡充することが必要です。

10 地域の課題解決に向けた計画的な道路事業の進捗を図るため、道路メンテナンス事業補助、踏切道改良計画事業補助、土砂災害対策道路事業補助の推進に予算確保が必要です。また、土砂災害対策道路事業補助においては、砂防事業との連携が必須であり、事業化が困難なため採択要件の緩和が必要です。

11 三重県は南北に長く半島を有するなど、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県と地理的条件が類似しており、南海トラフ地震において三重県の半島沿岸地域では、3.7万人の死者、180地区の集落の孤立が想定されています。

道路法面等防災対策、舗装修繕等の道路施設の老朽化対策などを進めていますが、予算が不足し計画的な事業進捗を図ることが困難な状況です。緊急輸送道路を対象に高盛土と集水地形箇所の点検および対策を重点的に推進するため、また、緊急輸送道路など防災上重要な道路における舗装修繕を推進するために必要な予算の確保が必要です。

12 交通安全事業は、通学路交通安全プログラムに基づく要対策箇所等で事業を推進しています。通学児童など道路利用者の交通安全確保のための交通安全対策事業が着実に推進できるよう、安定的な予算の確保が必要です。

13 太平洋岸自転車道は、令和3(2021)年5月に第2次ナショナルサイクルルートに指定され、本県においては鳥羽市から紀宝町に至る約300kmが含まれています。サイクリツーリズムを強力に推進していくためには、サイクリングが楽しめる魅力づくりを地域と連携しながら盛り上げていくとともに、安全で快適な自転車通行空間の確保や受入環境の整備に取り組む必要があります。自転車通行空間の整備や通行空間整備と一体となった案内看板等の整備は交付金の重点配分対象ですが、よりサイクリングが楽しめる環境整備を推進するためには、サイクルステーションや景観形成についても交付金の重点配分対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

近年の気候変動の影響により温暖化対策は喫緊の課題となっており、脱炭素社会の実現に向けて、道路交通の低炭素化、道路インフラの省エネ化・グリーン化が求められています。本県では道路インフラの省エネ化に向け、トンネル照明のLED化を進めており、このLED化を計画的に推進できるよう安定的な予算の確保が必要です。

事務担当 県土整備部道路企画課、道路建設課、道路管理課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法、国土交通幹線自動車道建設法、道路法、踏切道改良促進法、自転車道の整備等に関する法律 等

11. 災害に強い県土づくりのための流域治水の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 七里御浜海岸の長期にわたる安全・安心を早期に確保するため、整備を直轄事業化すること。
効果的な海岸侵食対策の方向性を定めるため、技術的な支援を継続して行うこと。
七里御浜海岸への土砂供給の体制を確立するため、熊野川の総合土砂管理計画（行動計画）を早期に作成すること。
- 2 鳥羽河内ダム（県管理）の令和10年度完成に向けて、必要な予算を確保すること。
- 3 雲出川本川の直轄河川改修事業および支川中村川、波瀬川の流域治水整備事業を加速化すること。あわせて、県が実施する赤川について、特定都市河川浸水被害対策推進事業予算を確保すること。
- 4 木曽三川および鈴鹿川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業について、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 5 熊野川の直轄河川改修事業について、河川整備計画に基づき河道掘削等の推進を図ること。
総合土砂管理専門部会において、七里御浜海岸域も含めた持続可能な土砂管理にかかる熊野川の「総合土砂管理計画（行動計画）」を早期作成すること。
既存ダムを活用した治水機能の増強について、早期に河川整備計画に位置付けるとともに、濁水の長期化を抑制する取組を推進すること。
- 6 木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業について、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化すること。
- 7 木津川水系直轄砂防事業について、住民の安全と交通機能確保のため事業推進を図ること。
- 8 流域治水プロジェクトに位置付けた取組を推進するため、治水対策予算を重点的に配分するとともに河川管理者以外の取組を推進するため、財政支援制度を創設すること。また、市町が取り組む下水道事業による集中的な浸水対策に必要な財政支援を行うこと。
- 9 気候変動をふまえた河川整備基本方針・河川整備計画の見直しに係る業務を財政支援の対象とすること。
- 10 能登半島地震の液状化等による被害をふまえ、南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を加速化させるための予算を確保すること。
- 11 流域におけるインフラ老朽化対策を推進するために必要な予算を確保すること。
また、伊勢湾台風後に建設された河口部の河川堤防等の老朽化が著しいことから、河川堤防・護岸の老朽化対策について国が財政支援を行うこと。

- 12 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの機能向上に関する仕様の検討や、機能向上を図るために必要な財政支援を行うこと。
- 河川管理の効率化・高度化に向け、河川台帳のデジタル化を推進するために必要な財政支援を行うこと。
- 13 土砂災害警戒区域指定等の指定に必要な基礎調査費、砂防指定地図等のデジタル化など砂防事業におけるインフラDXの取組を加速できるよう、国からの財政的な支援を拡充すること。
- 14 管路に起因する道路陥没等の防止を図り、持続的な上下水道機能を確保する計画的な老朽化対策が推進できるように予算を安定的に確保すること。
- 能登半島地震の教訓をふまえ、避難所など重要施設に接続する上下水道の機能確保に向け、地震対策が推進できるように予算を確保すること。
- 未普及地域の早期解消に向け、整備推進のための予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 七里御浜海岸は、昭和30（1955）年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区では前浜の大部分が消失しました。また、平成以降で7度にわたり被災するなど、被災リスクの高い海岸となっています。高潮・侵食対策として、昭和58年度から人工リーフの整備や維持養浜を実施していますが、膨大な事業費が必要な上、熊野川流域（三重県・奈良県・和歌山県）の複数県に跨る総合的な土砂管理を要するほか、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要であることから直轄事業化が必要です。
- 侵食に対して海岸だけで対応することには限界があり、流砂系全体で対策が必要となります。このため、土砂供給体制を確立するためには総合土砂管理計画を早期に作成することが必要です。
- また、新たな対策として漂砂制御施設等を検討しますが、非常に高度な技術力を要することから国や研究機関から継続して技術的な支援が必要です。
- 2 鳥羽河内川流域では頻発化・激甚化する豪雨に伴い、浸水被害が数年に1回発生しており、浸水被害の軽減に向けて鳥羽河内ダムの令和10年度完成が待ち望まれています。鳥羽河内ダムでは、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）に治水ダム建設事業が位置づけられ、国土強靭化予算が補正予算により措置されたことから、令和5年度は本体工事に着手し、着実に事業進捗を図っています。
- しかし、令和8年度以降、ダム本体工事に約100億円が必要であり、「5か年加速化対策」の終了後にダム本体工事のピークを迎えることから、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく予算確保が必要です。
- 3 雲出川の中流域には無堤部が多く存在し、近年でも毎年のように浸水被害が発生しています。また、JR紀勢本線や近鉄名古屋線のほか、国道23号をはじめとする緊急輸送道路が多く存在する下流部の浸水エリアは、県庁所在地（津市）と県南勢部を結ぶ交通の要衝となっています。流域治水の本格的な実践に向けて、令和5年3月に、雲出川支川の中村川・波瀬川・赤川が特定都市河川・特定都市河川流域に指定されました。令和3年の法改正以降、中部地方整備局管内で初の指定となります。また、令和6年6月には、中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画を策定し、浸水被害軽減に必要な対策を位置付けました。家屋浸水被害を解消

するため、本計画に基づき、雲出川本川の直轄河川改修事業による水門や遊水地整備とあわせて、支川中村川、波瀬川について、流域治水整備事業を活用した河川改修の加速化が必要です。県が管理する赤川について、雲出川直轄河川改修による水門整備等と一体的に河川改修を進める必要があることから、特定都市河川浸水被害対策推進事業予算の確保が必要です。

4 政府の地震調査委員会によると、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は60%～90%程度以上と非常に高く、切迫性が高まっています。海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曽三川において、早期の堤防耐震化が求められています。

宮川流域は伊勢神宮等の歴史遺産、鈴鹿川流域は日本屈指の工業地帯、櫛田川流域は農業基盤集積地を有しております、社会・経済・文化の基盤を成しています。宮川水系勢田川流域では、平成29年の台風第21号による洪水で甚大な被害に見舞われ、令和5年6月の台風第2号においても、浸水被害が発生しました。

浸水被害を軽減するため、直轄河川改修事業について、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

5 平成23年の紀伊半島大水害時に、熊野川で現行計画を大きく上回る洪水が発生し、甚大な被害に見舞われたことから、国において令和3年度に気候変動の影響をふまえた河川整備基本方針・河川整備計画が策定されました。今後は策定した河川整備計画に基づき、河道掘削等の河川整備の推進を図ることが必要です。

さらに、河川整備計画に基づく持続可能かつ総合的な土砂管理を進める取組として、河道掘削、ダムの堆砂対策、七里御浜養浜事業などが連携した持続可能な土砂管理にかかる熊野川の「総合土砂管理計画（行動計画）」の早期作成が必要です。

また、熊野川流域では、治水対策や長期化する濁水の影響等が課題となっていることから、平成24年7月に国、三重県、奈良県、和歌山県、沿川市町村、ダム管理者が参画する「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策などの流域対策や、利水ダムの施設改良や運用改善などに取り組んでいます。これまでの取組により、目安としている濁度20以上の日数が災害前と同程度まで低減していますが、引き続き流域対策やダムの運用改善を継続し、濁度の維持につとめる必要があります。

治水協定（令和2年5月）の締結により、既存ダムにおいて事前放流による容量確保が可能となりましたが、既存ダム等の洪水調節機能の強化がより一層求められており、効果的な運用、予測精度の向上、操作方法の変更およびダム施設の改造等により、洪水軽減対策の取組を推進するとともに、既存ダムを活用した治水機能の増強について、早期に河川整備計画に位置付けることが必要です。

6 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地および川上ダムの整備、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することにより、戦後最大規模の洪水（昭和28年台風第13号）と同程度の大河が発生しても浸水被害がゼロとなり、治水上の安全が確保される見込みです。上野遊水地は平成27年度に運用を開始し、川上ダムは令和4年度に事業完了し、管理段階へ移行していますが、現在も試験湛水を継続中であるため、引き続き本運用と同等の効果的な運用が必要です。

直轄河川改修事業について、伊賀市内では服部川で河道掘削・水門整備が進められていますが、気候変動をふまえた水害リスクに備えるため、「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

また、名張市内では、名張川の引堤および河道掘削を進めることにより、木津川上流ダム群（室生ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム）の洪水調節機能を十分発揮させ、大規模洪水時の治水安全度を向上させる「名張かわまちづくり一体型浸水対策事業」が進められていますが、平成29年の台風第21号では名張市内において道路冠水、床下浸水が発生していることから、

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づき、重点的・集中的に対策を講じ、事前防災対策を加速化することが必要です。

- 7 名張市街地を走る国道 165 号や近鉄大阪線周辺には多数の土石流による土砂災害警戒区域があり、要配慮者利用施設等も土砂災害に対する保全対象となっています。現在、事業を実施している木津川水系直轄砂防事業により砂防堰堤の整備が進められているところですが、住民の安全と交通機能確保のため、事業を強力に推進し早期完成を図る必要があります。
- 8 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、本県では令和 4 年 3 月までに全ての一級水系と二級水系において、流域治水プロジェクトを策定しました。これらの流域治水プロジェクトの取組を強力に推進するためには、取組への財政支援が必要です。本川の水位低下に大きく寄与する引堤や河道掘削等の治水対策を推進するため、予算のさらなる重点配分が必要です。また、田んぼダムやため池の活用など、流域治水プロジェクトに位置付けた河川管理者以外が実施する治水効果のある取組を進めるためには、施行者にメリットのある財政支援制度が必要です。
- 市街地において内水被害から住民等の生命を守るとともに都市機能の確保・早期回復を図るため、市町は下水道事業により河川管理者と連携して内水氾濫の軽減に努めています。近年の気候変動による影響から内水氾濫の頻発化・激甚化への対応が必要であり、引き続き国の強力な財政支援が必要です。
- 9 水災害の頻発化・激甚化を受け設置された「社会资本整備審議会」の答申において、将来の気候変動をふまえた治水計画等の見直しが示されました。このため、三重県では、優先的に河川整備計画の見直しを行う 6 河川（員弁川、海蔵川、三滝川、安濃川、岩田川、三渡川）を選定し、見直し作業に着手しています。
- 河川整備基本方針および河川整備計画の策定については、県単独事業で対応していますが、今後、気候変動の影響をふまえた見直しをさらに進めるためには多額の費用が必要であり、事業の進捗を図るために、財政支援の対象にする必要があります。
- 10 本県の沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率を 60%～90% 程度以上としており、切迫性がさらに高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっている中、能登半島地震の液状化等による被害をふまえ、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を加速化させるための予算の確保が必要です。
- 11 流域におけるインフラ施設の老朽化が進んでおり、適切な維持管理に向けて老朽化対策を着実に進めるため、安定的な予算の確保が必要です。特に、ほとんどが伊勢湾台風後に建設されている本県の河口部の河川堤防等については、築後 60 年以上が経過しているため老朽化が著しく、県単独事業では対応が困難な状況となっています。長寿命化計画に基づく海岸堤防の修繕事業については国の財政支援を受けていることから、海岸堤防と一体となって高潮、津波等に効果を發揮する河口部の河川堤防についても、国による財政支援が必要です。
- 12 本県においても、国が開発した従来品よりもコンパクトで安価な危機管理型水位計および河川監視カメラを採用し、重点監視箇所として位置付けた場所に水位計とカメラを合わせて設置しています。現在は 88 箇所で設置済みであり、令和 7 年度末には合計 102 箇所に設置が完了する見込みです。令和 6 年 8 月の台風 10 号による豪雨の際には、設置した河川監視カメラ等により、いち早く安全に河川の増水・溢水状況を把握することができ、迅速な水防活

動や避難行動、安全確保につながりましたが、多くの機器が設置から5年以上経過し、更新の時期を迎えています。更新にあたっては、より分かりやすい河川情報を提供し、住民の適切な避難を促進するため、最新技術を取り入れた機能向上を図る必要があることから、機器の機能向上に関する仕様の検討や、機能向上を図るための財政支援が必要です。

河川台帳が紙資料であることから、占用物件や河川区域などの問い合わせへの対応や過去の点検記録の把握に時間を要しています。成果品からの台帳の新規作成も、規定が細部にわたり、手間と予算を要します。

河川管理の効率化・高度化に向けて台帳等のデジタル化を推進するための財政支援が必要です。

13 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査は、市町の警戒避難体制、ハザードマップの根拠資料だけでなく、砂防事業実施のための砂防全体計画や事業計画の策定にも必要となる基礎資料となります。しかし、基礎調査費にかかる補助率は、通常の交付金の補助率1／2に比べ基礎調査費の補助率は1／3と低く、起債充当ができないことから、地方財政の負担となっており、補助率等のかさ上げ等の財政的支援が必要です。

また、砂防指定区域図等は紙ベース資料のものが多くあり、様々なハザード情報とのつながりも無く、それぞれを十分に活用できていません。このため、砂防指定区域図等のデジタル化など、砂防事業におけるインフラDXの取組を加速できるよう財政的支援が必要です。

14 本県の上下水道の多くの施設は、漏水・損傷リスクが高まっており、老朽化対策の必要性が年々増しています。また、上下水道管の老朽化に起因する道路陥没等も発生していることから、定期的な点検・調査を実施し、状態に応じた措置を行い、事故の未然防止に努めることが重要です。老朽化対策が滞ると管路に起因する道路陥没等が発生する可能性や持続的な上下水道の機能確保に支障が生じる可能性があるため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

政府の中央防災会議において、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本県では最大震度7が想定されており、多数の避難者の発生が予測されます。そのため、特に避難所など重要施設においては、発災時の上下水道の機能確保が重要となり、機能確保のためには、重要施設に接続する上下水道管路および急所の耐震性確保が必要となります。本県において「接続する上下水道管路の耐震機能が確保されている特に重要な施設の割合」は1.8%と極めて低く、耐震化を早急に進める必要があります。なお、上下水道耐震化計画では、本割合を令和11年度時点で13.9%まで増加させることを目標としています。

本県では、下水道の未普及地域の早期解消に向け、「下水道整備推進重点化事業」を活用して社会资本整備総合交付金により下水道の普及に取り組んでいるところです。近年、雨水対策や地震・津波対策などの事業費が重点的に配分される一方で、社会资本整備総合交付金の予算が減少しています。本県の市町では、下水道を供用している23市町のうち、10市町が今後も引き続き公共下水道の管渠延伸および面整備等の未普及対策を進める必要があります。

事務担当 県土整備部河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道事業課、
環境共生局大気・水環境課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法、
河川法、特定都市河川浸水被害対策法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害警戒区域等
における土砂災害防止対策の推進に関する法律、下水道法、水道法 等

12. 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

東海環状自動車道全線開通を見据えた、81 号耐震強化岸壁の一部先行利用、令和 12 年度の全面供用開始に向け、計画的かつ重点的に事業を推進するために必要な予算を確保すること。

2 四日市港石原・塩浜地区における直轄海岸事業の推進

四日市港（石原・塩浜地区）における直轄海岸保全施設整備事業について、計画的な事業推進を図るため、必要な予算を確保すること。

3 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

「第 1 次国土強靭化実施中期計画」においても継続的に港湾施設の老朽化対策および海岸保全施設の地震・津波対策などを集中的に取り組むため、さらなる予算を確保すること。

《現状・課題等》

1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

四日市港は、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っており、特に霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取り扱う国際物流拠点の中核となっています。

四日市港では、コンテナ船の大型化により必要水深を満たす岸壁が不足しているとともに、コンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震など大規模地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、経済・産業に与える影響は甚大になるおそれがあります。

一方で、近年は、臨港道路「四日市・いなばポートライン」や新名神高速道路、東海環状自動車道など四日市港と背後圏をつなぐ道路網の整備による利便性が向上し、東海環状自動車道沿線等では、新たな企業が立地するなど、さらなる企業進出や生産拡張による民間投資等が進展しています。

今後、東海環状自動車道が全線開通すると、大垣市から四日市港への所要時間は 100 分から 50 分へと短縮されるなど、物流効率が飛躍的に向上し、さらなるコンテナ貨物量の増加が見込まれることから、東海環状自動車道の全線開通を見据えた、岸壁の一部先行利用、令和 12（2030）年度の霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの全面供用開始に向けた計画的な事業推進を図るため、重点的な予算の確保が必要です。

2 四日市港石原・塩浜地区における直轄海岸事業の推進

四日市港の背後地域には、石油化学コンビナートが形成され、また半導体関連企業が多数立地するなど重要な産業が集積しています。また、県内で最大の人口を抱える市街地が広がり、住宅が密集しているほか、国道1号、23号、JR、近鉄等が通る交通の要衝となっています。

四日市港海岸の海岸保全施設は、甚大な被害をもたらした伊勢湾台風後に整備され、整備後約60年が経過し、耐震性が不足しています。南海トラフ地震等の地震発生時には海岸保全施設が液状化による沈下等により防護機能が損なわれ、地震に伴う津波により、甚大な浸水被害が懸念されていることから、早期の対策が必要です。

県民の命と暮らしを守るとともに、本県の産業競争力強化および持続的な成長・発展につながるものと四日市港背後圏の企業や住民の皆様からも期待されており、計画的な事業推進を図るため、予算確保が必要です。

3 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

四日市港の港湾施設や海岸保全施設の多くは供用から50年以上が経過し、劣化・損傷が発生していることから、老朽化対策は「待ったなし」の課題であり、必要な港湾機能や防護機能を維持していかなければいけません。

このため、「第1次国土強靭化実施中期計画」においても継続的に港湾施設・海岸保全施設の地震・津波対策、港湾施設の老朽化対策などに集中的に取り組むため、さらなる予算確保が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

13. 地域公共交通の維持・確保に向けた支援の拡充

(国土交通省)

地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、交通空白地や観光地等における移動手段の確保および既存公共交通の維持・活性化が喫緊の課題となっていることから、地域の実情に応じた取組への支援の拡充を図ること。

- 1 公共ライドシェアの導入を促進するため、制度のさらなる周知や運輸局および運輸支局による積極的な助言を行うとともに、車両の購入費用や運転士の人件費、既存事業者に運行を委託する場合における既存事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用等に対する補助を拡充するなど、国による一層の財政支援を行うこと。
- 2 地域鉄道等の維持・活性化に向けて拡充された財政面の支援制度について、自治体と鉄道事業者等が連携した利便性向上や利用促進などの取組が持続的に実施できるよう、地域の実情に応じた柔軟な制度を構築するとともに、支援の継続、必要な予算の確保を図ること。

《現状・課題等》

1 地方では、人口減少の進行等により医療施設の減少や学校の統廃合が進み、高齢ドライバーの交通事故が後を絶たないなど、さまざまな課題が明らかになっており、遠方の施設を利用せざるを得ない高齢者や妊産婦、子ども等の日常の移動手段や、観光地の二次交通の確保が喫緊の課題となっています。

医療や教育分野における通院・通学等への対応には限界があるとともに、交通事業者の運転士不足が深刻化する中、医療施設や学校などへの移動を補完する公共ライドシェアがこれらの課題を解決する鍵になると考えます。

公共ライドシェアを普及するためには、制度やノウハウの周知・理解促進、予算や人員（ドライバー）の確保、交通事業者との連携・共存が重要となるところ、本県では、国や交通事業者とも連携し、主な実施主体である市町における導入を財政面・ソフト面の両輪で強力に支援しています。

とりわけ、既存タクシー事業者とワイン・ワインとなる公共ライドシェアの導入を促進するため、市町がタクシー事業者に配車や運行管理等を委託のうえ、タクシーを優先配車し、公共ライドシェアがタクシーを補完するとともに、利用者に対する料金低減の補助を組み合わせた新たなモデル等の実証に向けた取組を進めているところです。

こうした交通事業者と共存できる新たな公共ライドシェアの取組が広がるよう、国においては、制度の周知強化や積極的な助言が必要です。

さらに、市町が地域の実情に応じて新たな移動サービスを導入する際には、調査から実証事業、分析・検証・改善など複数年にわたる取組が必要となることから、令和7（2025）年度に創設された「『交通空白』解消緊急対策事業」による車両の調達費用や運転士の人件費、既存のタクシー事業者に運行を委託する場合における既存タクシー事業の運賃と公共ライドシェア料金との差額調整に必要な費用など、定着までに要する導入経費を初年度以降も切れ目なく支援することに加え、本格運行後においても、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統

確保維持費国庫補助金)」の拡充や新たな補助事業の創設により、運行経費へのさらなる支援を行うなど、一層の財政支援が必要です。

2 県内地域鉄道等においては、既に公有民営化しているものから、現行の事業形態を維持して利用促進の取組により鉄道の維持・活性化を図るものまで、その状況はさまざまです。このような中、地域が連携した既存の公共交通の利便性向上や利用促進の取組が持続的に実施されることは重要であり、地域の実情に応じて継続した支援が可能となる、多様で柔軟な制度の構築が求められます。

特に、JR関西本線（亀山 - 加茂間）については、県、亀山市、伊賀市、JR西日本で構成する任意の協議会である「関西本線活性化利用促進三重県会議」において当該沿線の活性化利用促進に取り組んでおり、令和7（2025）年度は関西方面からの観光利用の増加と沿線の魅力発信（沿線のブランド力向上）等を図るため、京都駅から関駅までを結ぶ観光列車の実証運行を実施しているところです。また、日常利用を促進するため、伊賀市が実施する駅と学校・工場集積地を結ぶ二次交通バスの実証運行に対する補助も行っており、利便性向上に向けた取組を進めています。

令和7（2025）年8月に開催した関西本線活性化利用促進三重県会議では、4者において「地域外からの観光需要の取り込み」と「地域内の日常利用の拡大」の両輪で活性化の取組を行っていくことを確認しました。沿線の活性化を進めるにあたり、引き続きさまざまな方策を検討し、実証事業等を十分に実行していくためには、国の財政的支援は不可欠であることから、地域の実情に応じた柔軟な制度の構築、支援の継続および必要となる予算額の確保をお願いするものです。

事務担当 地域連携・交通部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱 等

14. リニア中央新幹線の早期全線開業および三重県駅を核としたまちづくりの検討支援

(国土交通省)

日本の持続的な発展に向け、その一翼を担うリニア中央新幹線の一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

1 リニア中央新幹線の東京・名古屋間の整備について、現在直面している工事に関する課題を早期に解決し、東京・名古屋間を一日も早く開業すること。

また、名古屋・大阪間の整備について、名古屋・大阪間の環境影響評価の手続きが着実に進むよう、沿線自治体と積極的に連携、協力し、JR東海に対し必要な指導、支援を行うなど、最速2037年の全線開業を確実なものとすること。

2 リニア開業効果を県内全域に波及させるため、三重県駅を核とした道路・鉄道ネットワークの強化、まちづくりについての検討を支援すること。

《現状・課題等》

1 日本が持続的に発展していくためには、革命的な生産性の向上が必要であり、リニアはその一翼を担います。人口減少が進む中、リニア開業がもたらす効果を最大限に活用することが極めて重要です。

東京・名古屋間の開業に向けた建設工事が着実に進められるよう、直面する課題の早期解決に向けて、国の力強い支援が必要です。

さらに、令和5(2023)年12月に着手した環境影響評価を着実に進め、名古屋・大阪間の駅位置とルートを速やかに確定の上、事業に着手し、最速2037年の全線開業を確実なものとしていく必要があります。

令和6(2024)年7月には、岸田総理(当時)が、国土交通省とJR東海を「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」に正式メンバーとして参画させることを表明され、同年9月には新たな体制で同会議がスタートし、名古屋以西の建設促進に向けた取組が加速することとなりました。

令和7(2025)年5月には、「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」の通常総会が開催され、リニア中央新幹線の早期整備に向けて、一致協力して強力な運動を開発することを決議するとともに、中野国土交通大臣(当時)への要望活動を行い、大臣からは「一日も早い全線開業に向けてしっかりと取り組む」旨の回答をいただきました。

また、6月に閣議決定された骨太の方針では、全線開業に係る現行の想定時期(最速2037年)の下、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行うことが明記されました。

引き続き、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の沿線10都府県が一致協力し、一日も早い全線開業の実現を強力に推進していく必要があります。

2 本県では、令和6(2024)年3月に、リニア開業がもたらす効果を最大限に引き出し、その効果を県全体に波及・発展させるため、「めざす三重の姿」とそれを実現するための取組の方向性を示すビジョンとなる「三重県リニア基本戦略」を策定しました。

令和6（2024）年度からは、「めざす三重の姿」の実現に向け、具体的な行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定に着手したところです。

戦略プランの検討にあたって、特に、地方においては、三重県駅と高速道路を直結する道路整備や県内外の交流連携を支える道路・鉄道ネットワークの強化、既存駅とのスムーズな結節、三重県の玄関口としての駅周辺のまちづくりが重要な要素となることから、三重県駅を核とした道路・鉄道ネットワークの強化、まちづくりの検討について、国の方強い支援が必要です。

事務担当 地域連携・交通部広域交通・リニア推進課、県土整備部道路企画課、都市政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法、都市計画法、都市公園法、都市再生特別措置法 等

15. 人口減少対策の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

人口減少対策の実行は、待ったなしの状況であり、自然減の緩和に向けた少子化対策と、社会減の解消に向けた定住促進や流入・Uターン促進に継続的に取り組んでいくことが必要である。地方での人口減少対策を推進するため、地方創生2.0で掲げた「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」づくりの実現に向け、以下の措置を講じること。

- 1 深刻化する人口減少問題に国が責任を持って挑戦し、国において人口減少対策を統括推進する「庁」レベルの司令塔組織を設置するとともに、東京一極集中是正に向けて、地方への企業の本社機能移転の取組を強化すること。
- 2 若者や女性の県内定着、流入促進・Uターン促進に向けて、地方の男女間の賃金格差の是正、非正規雇用労働者の正規雇用化・待遇改善、中小企業における多様な働き方の実現、男性の育児休業の取得促進など、自治体が実施するジェンダーギャップ解消に関する取組を支援する補助金等の十分な財源を確保すること。
- 3 新しい地方経済・生活環境創生交付金について継続的に予算を確保すること。また、移住支援事業について、より一層活用しやすい制度となるよう交付金支給対象となる移住元地域の拡大や、在住・通勤期間の短縮などの要件緩和、および制度周知・広報の充実について取り組むこと。さらに、副業・兼業人材の活用促進により中小企業・小規模企業の成長、地域の活性化につながるよう、プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る予算を確保すること。
- 4 「こども未来戦略」で掲げためざす社会の実現に向けては、真に実効性のある取組を展開できるよう、以下の項目について対策を講じること。
 - (1)「こども・子育て支援加速化プラン」の各施策の実施にあたっては、具体的な内容やスケジュールを早期に示した上で、地方の意見を聞きながら検討を進めるとともに、施策実施に必要な地方財源について、地方の実情に応じて確実に措置すること。
 - (2)保育士の配置基準の改善やこども誰でも通園制度の本格実施にあたっての対応、不適切保育の未然防止に向けて、必要となる保育士を確保できるよう、保育士の待遇改善や職場環境の改善のための公定価格の引上げに加え、潜在保育士の活用に向けた支援制度のさらなる拡充を行うとともに、そのために必要な財源を確保すること。
 - (3) こどもの健やかで安全・安心な育ちを支援するため、全国一律の医療費助成制度を創設すること。

- (4) 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して出産・子育てができるよう、国立大学の授業料について拙速な引上げを行わないことはもとより、高等教育の修学支援新制度についても、支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保すること。
- (5) 出産や子育て等との両立支援のため、長時間労働の是正、イクボスの取組、時間単位年次有給休暇や配偶者出産休暇等の充実などの多様で柔軟な働き方の制度について、企業におけるさらなる導入を促進すること。

《現状・課題等》

1 総務省が公表した住民基本台帳人口移動報告では、東京都の転入超過数は令和元（2019）年から令和3（2021）年にかけて一時的に減少したものの、令和6（2024）年においては7万9,285人と令和5（2023）年に引き続き増加傾向となっています。本県においても令和4（2022）年以降、毎年3,000人以上の方が東京へ転出しています。

さらに、令和7（2025）年9月に公表された厚生労働省の人口動態統計によると、本県を含む全国において合計特殊出生率は低下傾向にありますが、特に若者が集中する東京都については0.96と1を割り込んでおり、人口減少が加速することが考えられます。このことを日本全体の問題としてとらえ、東京一極集中の是正に向けて取り組むとともに、国・地方が経済界・労働界と連携して取り組んでいくため、国において「庁」レベルの司令塔となる組織を創設することが必要です。

本県では、首都圏から地方への人の流れの加速化に向けては、地方拠点強化税制および本県独自の本社機能移転促進補助金を活用し、企業の本社機能移転・拡充の促進に努めています。この結果、IT関連企業が本社機能を本県に移転し、雇用を拡大するとともに、電子部品製造企業が東京から本県に本店登記の移転および研究開発機能を拡充しました。一方で、国の地方拠点強化税制は税制優遇の適用要件が厳しく、制度が複雑であるため、より柔軟な制度へ変更するなど、地方への企業の本社機能移転促進に向けた取組の強化が必要です。

2 本県における令和6（2024）年の転出超過数5,666人のうち15～29歳の若者の転出超過数は4,277人と全体の約8割を占めており、若者、特に女性の県外転出が課題となっています。この要因の一つとして、三重県の男女の賃金格差が大きいなどいわゆる「ジェンダーギャップ」の存在が考えられます。

こうしたことから、本県では、令和5年度に策定した「三重県人口減少対策方針」のキーワードの一つとして「ジェンダーギャップの解消」を掲げ、取組を進めているところです。さらに、今年度中に取組の方向性を示す「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略」を策定することを予定しており、引き続き、あらゆる主体と連携して取組を推進していきます。

今年1月に設置された「地域働き方・職場改革サポートチーム」において、働き方・職場をめぐる課題の解決に向けた地域の取組に対し、アドバイザー等による支援が実施されているところですが、地方の男女間の賃金格差の是正、非正規雇用労働者の正規雇用化・待遇改善、中小企業における多様な働き方の実現、男性の育児休業の取得促進など、自治体が実施するジェンダーギャップ解消に向けた取組を支援する補助金等の十分な財源の確保が必要です。

3 地方創生の実現に向けては、地方が実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金をはじめとする地方創

生関連予算の継続的な確保が必要です。また、感染症を契機に、テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の浸透により地方移住への関心が高まりました。この都市部から地方への新たな人の流れを創出・定着させていくためには、地方移住への後押しとなる移住支援事業のさらなる活用が必要です。移住支援事業は、これまでも拡充はされていますが、依然として、東京 23 区に在住または通勤の者を対象とするなど要件が厳しいことから、さらなる要件の緩和および国による一層の周知・広報が必要です。

さらに、近年、働き方の多様化が進み、東京圏など都市部企業における副業・兼業に関する理解が今後も広がっていくと考えられることから、中小企業・小規模企業が従来の雇用の仕組みにとらわれず、人材を登用する意識を持つ必要があります。本県の中小企業・小規模企業においても副業・兼業により東京在住の専門人材を活用する事例が生まれており、プロフェッショナル人材戦略拠点を介して、都市部に遍在する DX 人材等の専門人材を副業・兼業等により活用することができるよう支援することで、中小企業・小規模企業の成長を後押ししていくとともに、都市部に在住する専門人材の地域への還流を促し、地域の活性化につなげていくことが重要になっています。

- 4 (1) 令和 5 (2023) 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」では、めざすべき社会の姿を「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大目にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会」とし、今後 3 年間で集中的に取り組む施策を「こども・子育て支援加速化プラン」として整理するとともに、同プランの財源確保や将来的なこども・子育て予算の倍増に向けた大枠が示されています。プランに示された取組の一部は、既に法律改正や予算措置を経て実施されているところですが、こども・子育て政策の強化に向けては、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで効果的になるため、同プランの具体的な取組内容やスケジュールについて、実務レベルも含めて丁寧な調整や意見交換を行うなど、地方の意見を反映するプロセスを設けるとともに、施策実施に必要な地方財源について、地方の実情に応じて確実に措置されることが必要です。
- (2) 本県では、保育士の加配を行う保育所等への補助や修学資金貸付等を実施し、保育士確保に向けて取り組んでいますが、現状、十分な確保には至っていません。そのような中、令和 6 (2024) 年度から保育士の配置基準が改善され、令和 8 (2026) 年度には、こども誰でも通園制度が本格実施（給付化）される予定です。また、令和 5 (2023) 年度には、県内の認定こども園において、子どもの人権を侵害する虐待等が発生しましたが、その原因として保育士の負担が大きいことが背景にあると指摘されていることから、子どもの安全を確保し、質の高い保育を提供するためには、これまで以上に保育士の確保が必要になります。一方で、本県が令和 4 (2022) 年度に実施したアンケート調査では、現役保育士が職場で改善を望むこととして「給与・賞与等の改善」(52.2%) が上位になるとともに、保育士養成施設の学生からは、保育士をめざす学生を増やすために必要な支援や制度として「保育士等の処遇改善（給与・職場環境等）」(77.5%) が最多となるなど、処遇改善を求める声が多くあります。これまででも保育士の処遇改善が図られてきたところですが、業務負担や責任に見合った対価となるよう、民間の給与動向等をふまえたさらなる処遇改善が必要です。また、保育士の安定的な確保・定着が図られるよう、職場環境の改善のための公定価格の引上げや潜在保育士の活用のための支援制度についてもさらなる拡充が必要です。
- (3) こども医療費の助成は、県内全市町で実施されており、県ではその助成費用の一部について財政支援を行っています。助成費用について、地方財政措置はなく、地方自治体の財政

負担は非常に重いものになっています。さらに、全国的にこども医療費の無償化等の対象拡大の動きが出てきており、今後、財政状況などからそうした対応をとることができない自治体との子育て環境の差が大きくなることも想定されます。全てのこどもが安心して適切な医療が受けられるよう、国の責任において、こども医療費に関する全国一律の制度を創設することが必要です。

(4) 令和4（2022）年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」では、理想の子どもの数が平均2.4人であったのに対し、実際の子どもの数が平均1.6人と、ギャップが存在しています。このギャップの理由（複数回答可）について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(73.7%)との回答が最多でした。学校基本調査によると、令和6（2024）年度の大学への進学率は前年度から1.4ポイント上昇して59.1%と、過去最高を更新しています。また、短大や専門学校への進学を含めると87.3%と高水準となっており、進学率は上昇している一方で、令和4（2020）年度学生生活調査結果（独立行政法人日本学生支援機構が実施）によると日本学生支援機構の奨学金など何らかの奨学金を受給している者の割合は、大学では55.0%、短期大学では61.5%と年々増加傾向にある中、学生生活費（学費と生活費の合計）は下宿・アパート・その他に居住する大学生で年間平均212万4千円と高額です。

こうした高等教育に係る負担が子育て世帯の不安につながっていることから、国立大学の授業料について拙速な引上げを行わないことはもとより、高等教育の修学支援新制度についても、支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国が責任をもってその財源を確保し、子育て世帯の経済的不安を解消することが必要です。

(5) 令和4（2022）年度に実施した「第1回みえ県民1万人アンケート」において、実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由（複数回答可）について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(73.7%)に次いで「仕事と子育てを両立できる職場環境ではない」(49.6%)が上位となりました。本県においては、県内企業の参画を得て「みえのイクボス同盟」を設置し、企業のトップ、管理職等がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、働き方改革に意欲的に取り組む中小企業へのアドバイザーの派遣やセミナーの開催など、個別の企業の課題に応じた支援を行っているところですが、企業が働き方改革により一層取り組みやすくなるよう、既存の助成金のさらなる周知等が必要です。

事務担当 政策企画部企画課、人口減少対策課、地域連携・交通部移住促進課、医療保健部国民健康保険課、子ども・福祉部少子化対策課、子どもの育ち支援課、雇用経済部雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、企業誘致推進課

関係法令等 こども基本法、こども大綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、まち・ひと・しごと創生法

一 般 項 目

一般項目 省庁別要望項目一覧

※ 要望先省庁が複数となる項目は主な省庁欄に記載

内閣官房

1.	国民保護に係る避難施設の確保	防災対策部
	<ul style="list-style-type: none">1 避難施設（シェルター）について、先島諸島以外の全国的な整備の必要性や考え方を整理すること。2 地下避難施設の整備に必要な経費に対する財政支援制度を創設すること。3 緊急一時避難施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。	(内閣官房、消防庁)
2.	外国人との共生社会実現に向けた施策の推進等	環境生活部
	<p>地域における多文化共生社会づくりを一層推進するため、国において次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none">1 外国人との共生社会の実現に向けては、外国人の受入れおよび外国人が日本社会に適応して生活できるよう、外国人に対する不当な差別や偏見の防止、人権尊重の観点もふまえて、国が責任を持って施策を体系的・総合的に定め、着実に推進すること。2 県内の外国人住民の増加により、情報提供および相談を多言語で行う自治体の一元的相談窓口の需要が一層増加しているため、その運営に必要な予算を確保し、安定的な財政措置を講じること。3 大規模災害発生や感染症拡大などの緊急時に、外国人住民へ迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、出入国在留管理庁は主務省庁に対し、平常時から「やさしい日本語」を含む多様な言語での情報提供を働きかけるとともに、外国人住民が必要な情報にアクセスできるよう配慮すること。	(内閣官房、出入国在留管理庁)
3.	外国人労働者に対する日本語教育支援の充実	雇用経済部
	<p>企業における日本語教育を推進するため、国において次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none">1 送り出しが国において、日本での就労を希望する外国人に対して日本語教育の機会を拡充するなど、国として日本語教育支援を充実すること。2 外国人を雇用する事業主が実施する日本語教育への支援について、新たな補助金等による支援を行うこと。また、その財源については受益者負担の原則から、雇用保険の活用などの仕組みを全国一律の制度として検討すること。3 産業分野ごとの専門用語に関する日本語教育について、業界団体等による優れた取組の横展開を促進すること。	(内閣官房、厚生労働省)

内閣府

4.	物価高への対策に係る地方への財政措置等	総務部、地域連携・交通部
	<p>物価高騰から地域の生活・経済を守るために、地域の実情に応じた必要な支援を実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の確保を図ること。</p> <p>また、低所得世帯等への給付については、手続きの簡素化など地方自治体の事務負担等を考慮した制度設計とすること。</p>	(内閣府)

5. 防災DXの推進による災害対応力の強化

防災対策部

1 災害時に備え、自治体が衛星インターネットサービスの利用に必要な機材等を導入する場合には、ランニングコストも含め、当該経費に対する財政支援を行うこと。

2 各自治体の意見を十分に聴取した上で、全国統一の防災情報システムの構築を行うこと。

3 気象情報の変更が行われる際には、これに対応するための各種システムの改修費用に対する財政支援を行うこと。

(内閣府、気象庁)

6. 災害救助法および被災者生活再建支援制度の拡充・充実

防災対策部

1 災害救助法の救助範囲について、住家被害認定調査も対象となるよう見直しを行うこと。

2 被災者生活再建支援法の適用範囲について、同一の災害で被災者が存在するにも関わらず適用対象外となる市町村がないよう全ての被災市町村を支援の対象とすること。

(内閣府)

7. 住家被害認定調査の判定方法の簡素化とデジタル技術の活用

防災対策部

1 住家被害認定調査にかかる住家の被害程度の判定について、調査の経験がない人でも迅速に実施できるよう調査手法の簡素化を行うこと。

2 住家被害認定調査にかかる住家の被害程度の判定について、調査員間で調査結果に偏りが生じないよう、国においてデジタル技術を用いた調査システムの開発を行うこと。

(内閣府)

8. 避難所の生活環境改善への支援

防災対策部

1 新しい地方創生・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）について、令和7年度以降も制度を継続すること。

2 南海トラフ地震等大規模災害時において、国主導による避難所の設置・運営を行う仕組みを創設すること。

(内閣府)

9. 避難所として利用可能な宿泊施設の事前登録制度の創設

防災対策部

宿泊施設を避難所として活用できるよう、事前登録の創設など全国で利用できる仕組みを整備すること。

(内閣府)

10. 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会づくり

環境生活部

1 国が主体となって、性の多様性について社会における理解促進を図るとともに、どこに住んでいても、誰もが安心して暮らせる社会となるよう施策を進めること。

2 各地方団体においても、啓発や相談など性の多様性に関する取組を一層進める必要があることから、新たな交付金を創設するなど財政的な支援を行うこと。

(内閣府)

11. ジェンダーギャップの解消・男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり 環境生活部

- 1 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が社会全体に存在することから、気づきを促し、対処法を広く周知・啓発するため、メディアミックスによる政府広報等の展開等取組を強化すること。
- 2 地域女性活躍推進交付金について、地域の実情に応じた計画的な事業実施と成果の定着を図るため、十分な財源の確保を行うこと。

(内閣府)

12. 性犯罪・性暴力対策の推進 環境生活部

- 1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置・運営をはじめとする性暴力被害者等に対する支援について法整備を行うこと。
また、性暴力被害者等支援に関する機関における被害者等支援に関する情報の共有および守秘義務について法整備を行うこと。
- 2 「性犯罪・性暴力被害者等支援交付金」のさらなる充実とともに、性犯罪・性暴力被害者等に対する支援に関する予算について、補正予算を含めた予算総額ベースで前年度以上の水準を確保すること。
- 3 性暴力の防止に関する教育啓発および国民（県民）に対する気運醸成に向けた広報啓発をはじめとする性暴力の根絶に向けた取組について、地方公共団体の主体的な取組についても方針等において位置付けるとともに、必要な財政措置を講じること。

(内閣府)

内閣府（国家公安委員会（警察庁））

13. 犯罪被害者等支援の推進 環境生活部

- 1 犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられる補助制度の創設や、地方自治体が地域の実情に応じて実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うこと。
- 2 「誰一人取り残さない」社会を実現し、国民全体で支援の輪を広げていくため、国民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等への理解を深められるよう、広報活動等を強化し、国民の理解増進を図ること。
- 3 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度については、その普及を図るため、まず、国家公務員の休暇制度に先導的に導入し、地方公務員への導入促進を図ること。
- 4 加害者の仮釈放の決定にあたっては、仮釈放等審理における意見等聴取制度をふまえ、犯罪被害者等の心情に寄り添い意見を反映した決定をすること。

(人事院、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省)

14. 治安対策の充実・強化 警察本部

治安を維持するための人的基盤の充実・強化が必要であることから、警察官を増員すること。

(国家公安委員会（警察庁）、総務省)

内閣府（消費者庁）

15. 地方消費者行政の推進

環境生活部

- 1 地方消費者行政強化交付金推進事業の活用期限を終えた地方公共団体が、引き続き消費生活相談体制の充実を図るとともに消費者啓発事業を継続できるよう必要な財政措置を講じること。
- 2 多様化・複雑化する消費者相談に的確に対応するため、新たな人材確保や高度な専門相談にも対応できる相談員の育成に向けた研修を充実させるとともに、消費生活相談員の負担軽減に向け次期全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O—N E T）の充実を図ること。

(消費者庁)

内閣府（こども家庭庁）

16. 切れ目のない妊娠・出産支援等の推進

子ども・福祉部

- 1 産後ケア事業が法定化されたことに伴い、事業実施施設の一層の拡大を図るために必要な経費への財政支援や、補助率の引き上げなど、さらなる財政措置の拡充を図ること。
- 2 1歳までの乳児を対象として実施する健康診査に係る費用について、実情に応じた費用助成を行い、切れ目のない健診体制を整備すること（2週間児、1か月児、4か月児、10か月児）。
- 3 5歳児健康診査は、集団生活を営む上で必要な社会性の発達を確認するための重要な健診であり、早期に地方自治体での取組が進むよう、支援を強化すること。また、地方自治体に対する安定的かつ十分な財政措置を講じるとともに、実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。
- 4 新生児マスククリーニング検査について、新たに早期発見、早期治療が可能となった全ての希少難治性疾患についても公費負担の対象とし、十分な財政措置を講じること。
- 5 軽・中等度難聴児を対象とした補聴器購入費用の助成について、国による一律の補助制度を創設すること。
- 6 不妊治療に医療保険が適用され、負担軽減につながったものの、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲の拡大など改善を図ること。また、独自に支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと。
- 7 「予防のための子どもの死亡検証（CDR：C h i l d D e a t h R e v i e w）」の実施に向けた体制整備について、国において個人情報の取扱いに関する必要な法整備を行うとともに、十分な財源を確保し、体制整備や事業実施に必要な財政支援を行うこと。

(こども家庭庁)

17. 幼児教育・保育の充実

子ども・福祉部

- 1 子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町の取組について、十分な支援を行うこと。特に、幼児教育・保育の無償化に伴う財源については、地方に実質的な負担が新たに生じないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。また、人口減少地域においては、利用児童の減少により将来の施設運営を不安視する声があることから、地域特性に応じた持続可能な保育が行えるよう、公定価格の単価設定の見直しや、多機能化の取組を支援するなど、財政的・制度的な充実を図ること。
- 2 幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するとともに、給食費やおむつ処分費などについても、利用者の負担軽減を図ること。また、物価高騰など社会情勢の変化に応じた支援や公定価格の見直しを行うこと。
- 3 保育人材の確保と離職防止に向けて、保育士の賃金水準を他産業と遜色ない水準まで引き上げるとともに、公務員の地域手当の見直しに伴う公定価格への反映にあたっては、現行の給与水準の確保と県境で隣接する自治体間での格差が生じないよう配慮すること。また、保育現場の実情をふまえた配置基準を確保するなど、職場環境の改善に向けた支援を行うこと。
- 4 低年齢児の受け入れや特別な配慮を要する子ども、アレルギー対応が必要な子ども等を、保育所等が安心して受け入れられるよう、保育士の加配や専門職の配置等、必要な体制の整備に係る経費に対しての財政支援を充実させること。
- 5 こども誰でも通園制度の実施にあたっては、職員の配置基準や事業内容などについて全国一律の制度とせず、それぞれの地域事情に応じて柔軟に運用できる制度設計にするとともに、運営に必要な十分な財政措置を講じること。
- 6 私立幼稚園に対する経常費補助については、国の財源措置のさらなる充実を図ること。
- 7 幼児教育の質の向上に資する支援体制を安定的に確保できるよう、継続的な財政措置を行うこと。

(こども家庭庁、文部科学省)

18. 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・福祉部

- 1 放課後児童クラブの施設整備に活用できる交付金制度の拡充を行うこと。また、小規模クラブに対する補助や、夏休みなどの長期休暇中の児童の居場所の提供に向けた取組に対する支援などの充実を図ること。
- 2 放課後児童支援員等の確保を進めるため、処遇改善に係る補助を拡充すること。また、医療的ケア児の受け入れなどに伴い、放課後児童支援員を加配するクラブに対する補助等を強化すること。
- 3 放課後子ども教室の活動経費を補助する「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」については、国庫補助額の減額がないよう十分な予算を確保すること。また、本補助金の活用を図るため、実施主体に係る要件を緩和すること。
- 4 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業において、ひとり親家庭や多子・多胎児世帯の負担軽減を図るため、補助制度の創設や拡充に取り組むこと。

(こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

19. 発達支援が必要な子どもへの対応

子ども・福祉部

- 1 保育所、認定こども園、幼稚園で発達障がい児等に対して早期に適切な支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を養成し配置できるよう、長期の研修派遣等の支援メニューを追加するなど地域生活支援事業費等補助金の拡充を行うとともに、予算額の十分な確保に努めること。
- 2 発達に課題のある児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保に向けて、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

(こども家庭庁、厚生労働省)

- 1 児童相談体制の強化のため、地方の実情に応じて設置している児童相談所に関して、適切に地方交付税を積算し、必要な財源を確保すること。
- 2 改正児童福祉法の施行に伴う一時保護開始の判断に関する司法審査について、一時保護状の請求に係る児童相談所の体制構築や、児童相談所と裁判所がデータで迅速に一時保護状請求・発付できるよう、省庁をまたいだデジタル基盤の整備についても検討すること。
- 3 児童相談所職員の専門性の向上に向けて、経験年数に応じた法定研修を追加するなど、全国一律の研修体系を再構築するとともに、新規採用職員に一定期間、集中的に必要な知識と資質を習得させることができる体制整備を図ること。
- 4 全ての児童相談所や一時保護所が、計画的に第三者評価を受けられるよう十分な財政的支援を講じるとともに、どの評価機関においても均質な評価が行われるよう、体制を整備すること。
- 5 一時保護所や児童自立支援施設の職員の人材育成に向けた支援を強化すること。

(こども家庭庁)

- 1 里親支援に係る役割の明確化
里親支援について、里親支援センターと児童家庭支援センター・里親支援専門相談員等との役割の違いを明確にすること。また、途切れのない里親支援を継続できるよう、フォースターリング事業は引き続き実施していくこと。
- 2 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実
 - (1) 施設で働く人材の確保に向けて、職員が働きやすい職場環境づくりや、雇用環境の改善に資する施策を講じること。また、短時間勤務を希望する人材を活用しやすいよう、職員配置基準を緩和すること。
 - (2) 地域における在宅支援を進める中でショートステイ利用者数も暫定定員の算出方法に加えること。
 - (3) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、児童養護施設等における本体施設のユニットや委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置をさらに充実させること。また、児童相談所・一時保護所についても職員配置を充実させること。
 - (4) 病虚弱等児童加算について、現在対象外となっている低出生体重児等についても、介護度算定の要件を緩和し、対象とすること。また、医療的ケア児等受入加算について、福祉的なケアを中心とする児童養護施設等における対応が可能となるよう、要件を再検討すること。
 - (5) 児童養護施設等の本体施設の小規模かつ地域分散化が進んだことで、本体施設定員が減少し、施設運営にも大きく影響を及ぼしているため、小規模分散化を図った後も、継続的な施設運営が可能となるよう、児童入所施設措置費等国庫負担金の改定を早急に行うこと。
 - (6) 児童自立生活援助事業について、児童が安定して自立をめざすことができる環境整備を図るために、要件の緩和を図ること。
 - (7) 自立支援資金貸付金について、返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を一律にするのではなく、柔軟に対応し、退所者等の負担軽減を図ること。
 - (8) 児童養護施設等における物価高騰対策に係る支援を継続して実施すること。
 - (9) 予防接種法にB類疾病で規定されているインフルエンザ予防接種に係る費用について、施設内の感染予防を図るために、里親委託児童以外の児童養護施設等の入所児童に関しても措置費の医療費で支弁を可能とすること。
 - (10) 児童養護施設等に入所している高校生に支弁される特別育成費について、上限を撤廃すること。
 - (11) 児童家庭支援センターの安定的かつ継続的な運営を確保するため、運営費について補助金から措置費への移行を図ること。
- 3 ひとり親家庭等への支援
 - (1) ひとり親家庭等の就労支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」について、給付額の増額および子どもの人数に合わせた額の支給を行うこと。
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金について、都道府県が負担する事務費への財政措置を行うこと。
 - (3) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するための「児童扶養手当」の支給額について、第1子と第2子以降の支給額の格差の解消を図ること。また、遺族年金等についても、障害基礎年金と同様に子加算分の併給調整を行うとともに、必要な財政措置をあわせて行うこと。
 - (4) ひとり親家庭への養育費確保に向けた実効性のある公的な支援制度を充実すること。

(こども家庭庁)

22.

フリースクール等学校以外の多様な学びの場を活用する児童生徒への支援

教育委員会

フリースクール等の学校以外の多様な学びの場や居場所を活用する不登校児童生徒を支援するために、必要な財政措置を講じること。

(こども家庭庁、文部科学省)

デジタル庁

23.

自治体情報システムの標準化とガバメントクラウドの安定した運営に関する支援

総務部デジタル推進局

- 1 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、標準化の取組により、地方公共団体の人的・財政的負担を軽減し、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指すとされている。これらの実現に向けて、地方自治体の実情を十分にふまえ、標準化とガバメントクラウドの活用による将来像と、それに向けた具体的なロードマップを早急に示すこと。
- 2 システム運用経費等については、三重県と県内市町のみならず、全国的にその負担は大幅に増加する見込みである。国においては、「基本方針」に示された3割削減の目標達成に向けて、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」で示された構造的な要因等への対策を着実に進めるとともに、特定財源による財政支援も含め、地方公共団体の負担軽減に向けたあらゆる措置を講じること。
- 3 自治体情報システム標準化に係る経費負担について、標準化システムへの移行時期にかかわらず、全ての自治体において、標準化関連経費の負担に不均衡が生じないよう、国として必要な制度整備および関係省庁への周知徹底を行うこと。

(デジタル庁)

総務省

24.

地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保等

総務部、地域連携・交通部

- 1 地方においては、人件費や社会保障関係費の増加に加え、金利上昇、物価・賃金上昇といった避けられない歳出増加への対応とともに、地方創生・人口減少対策、こども・子育て政策の強化といった方が主体的に取り組むべき財政需要が増加している。そのため、令和8（2026）年度においては、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう「地方一般財源総額実質同水準ルール」のもと、必要不可欠な財政需要を適切に地方財政計画に反映し、必要な一般財源総額を確保する方策を実施すること。
- 2 令和8（2026）年度までの時限措置である「公共施設等適正管理推進事業債」について、全国的な人手不足や労務単価・資材単価の上昇を起因とする工期の見直し等が発生しているため、対象期間を少なくとも10年間延長すること。また、地方の実情をふまえ、より弾力的で柔軟な運用や対象事業の拡充、交付税措置率の拡充を検討すること。
- 3 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源であり、現行制度を堅持すること。また、軽油引取税の特例税率（旧：暫定税率）の廃止を始めとした地方に影響を及ぼす税制改正を行う場合は、安定的な行政サービスの提供および財政運営への影響等を十分に考慮し、減収に対する代替となる恒久的な財源措置をすること。

(総務省)

25.

水道事業の持続可能な仕組みづくり

環境生活部

人口減少が確実に進む中、広域連携等による水道の基盤強化が難しい水道事業も見られることから、住民に不可欠なサービスである水道事業の経営が安定して行えるよう財政支援を含めた制度のあり方について検討を進めること。

(総務省、国土交通省)

総務省（消防庁）

26. 消防力向上の取組への支援措置の充実

防災対策部

- 1 消防の広域化及び連携・協力に係る取組について、令和7年（2025）度末までとなっている緊急防災・減災事業債の期限延長を行うこと。
- 2 消防団の力向上モデル事業について、需要が高まっていることから提案件数が多くなり、不採択となる自治体も生じているため、予算を増額すること。
- 3 災害発生直後の被災状況の把握、孤立地域での救助や物資搬送、大規模な林野火災の火災防御活動など消防防災ヘリコプターによる航空消防活動は不可欠であるが、導入や運用には多大な経費を必要とするため財政支援を強化すること。

（消防庁）

27. 市町村が図上訓練を実施する際に要する経費の支援制度の拡充

防災対策部

- 1 災害対応の一義的責任を負う市町村の災害対応力向上を図るため、国として積極的に支援すること。
- 2 消防庁が実施する「小規模市町村の災害時初動対応力向上のための連携訓練」について、継続して実施するとともに、希望する団体が必ず採択されるよう支援制度を拡充すること。

（消防庁）

財務省（国税庁）

28. 日本酒の原料米の価格高騰に伴う酒蔵支援

雇用経済部

昨今の酒米価格の高騰は、全国的な課題であることから、国において酒蔵に対し必要な支援を行うこと。

（国税庁）

文部科学省

29. 外国人住民に対する日本語教育の充実

環境生活部

特定技能制度等の外国人労働制度の見直しに伴い、外国人労働者やその家族のさらなる増加が見込まれる中で、外国人住民が生活に必要な日本語能力を身に付け、安心して生活できる環境を整備するため、次の措置を講じること。

- 1 日本語の習得を希望する全ての外国人住民が体系的に日本語を習得できるよう学習ニーズに応じた統一的な学習プログラムを示すなど環境整備を行うこと。
- 2 日本語教育関連事業について、地域の実情をふまえた日本語教育の体制を維持するため、国は十分な財政措置を講じるとともに、「日本語教育の参考枠」に基づく質の高い日本語教育に限定することなく補助率の引き上げを行うなど、地域の実情をふまえた取組を促進するような補助制度にすること。
また、地方自治体の事業の執行に影響が出ないよう、補助金の採択内示日を設けるなど、内定額を早期に提示すること。

（文部科学省）

30.

高校授業料無償化の確実な実施および高校生等奨学給付金の制度拡充

環境生活部

- 1 国において制度の検討がなされているいわゆる高校無償化について、生徒の進路選択の幅を広げるため、確実に実施されるよう調整すること。また、生徒の進路選択にかかる時間を確保するため、速やかに制度設計を行い、公表すること。制度設計にあたっては、事務負担が小さくなるよう考慮するとともに、対象者数の増加をふまえ、事務費の増額を行うこと。
- 2 家庭の経済状況に関わらず希望する高等学校等へ進学できる機会を保障するため、高校生等奨学給付金の拡充を図ること。制度の拡充や変更にあたっては、事務負担が小さくなるよう考慮するとともに、学校や県へ事務費の交付を行うこと。また、全国的な制度であるため、事務費も含めて全額国庫負担を行うこと。

(文部科学省)

31.

高校魅力化・活性化に向けた支援の充実

教育委員会

- 1 高等学校教育改革を着実に進めるため、先進的な教育課程や地域連携による特色ある教育活動に取り組む学校に対して、重点的かつ恒常的な財政支援を講ずること。
- 2 普通科高校改革の推進にあたり、探究学習や STEAM 教育等を持続可能とするため、コーディネーター配置をはじめとする継続的な支援制度を確立すること。
- 3 フレキシブルハイスクールの導入に向け、多様な生徒の学習ニーズに対応するための学習支援員配置や個別相談体制の整備について、国の補助制度を創設すること。
- 4 遠隔授業配信センターにおける安定的な教育提供を実現するため、教員配置基準を含めた制度上の整備を行うこと。
- 5 専門高校（農業・工業・商業・水産等）の教育施設・設備の老朽化に対応するため、新たな国補助制度を創設すること。
- 6 総合学科や普通科のコース制等を含め、全ての学科において多様な学習活動に対応できるよう、専門的な教育設備の整備を支援すること。

(文部科学省)

32.

I C Tを活用した教育の推進

教育委員会

- 1 国は私立高校を含めた授業料無償化を推進していることをふまえ、高校生の学習環境整備のため、1人1台端末の国費負担制度を創設すること。
- 2 G I G Aスクール構想に基づく I C Tを活用した教育の推進のため、地方財政措置となっている学校ネットワーク、I C T支援員の配置、ヘルプデスクの運営について、十分かつ恒常的な財政支援を行うこと。また、デジタル教材に対する財政支援を新たに設けること。
- 3 学校規模ごとの当面の推奨帯域を満たさない学校の通信ネットワークの改善や、耐用年数・サポート期限を経過した設備等の更新が必要となることから、大規模改造（教育内容）の補助下限額の引き下げや補助率の引き上げを行うこととともに、ネットワークアセスメントについての財政支援を拡充すること。
- 4 家庭でのオンライン学習時の通信費について、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。通信費を含む授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金について、給付額や給付対象者の拡充を図るとともに、全額を国庫負担とすること。
- 5 地方交付税措置されている授業目的公衆送信補償金について、今後、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化すること。
- 6 G I G Aスクール構想のさらなる推進にむけ、三重県G I G Aスクール構想推進協議会での円滑な共同調達会議の運営に取り組むため、令和8年度以降も公立学校情報機器整備事業費補助金による都道府県事務費の継続を行うこと。
- 7 校務D X環境の整備に向け、G I G Aスクール構想支援体制整備事業の「次世代校務D X環境の全国的な整備」について、「県内全域で統一」という補助要件の緩和を行うこと。

(文部科学省)

33.

学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充

教育委員会

- 1 少人数学級編制において子どもたち一人ひとりの実態に応じ、きめ細かく行き届いた支援の充実を図るため、中学校における全学年を35人学級とするよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、学級編制標準を引き下げる。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げる。
- 3 子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実が図れるよう、少人数指導の推進、小規模校支援に係る加配定数を維持・拡充するとともに、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進すること。
- 4 高等学校において、教育の質の確保および多様な生徒への対応を図るため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における学級編制標準を引き下げ、教職員定数の標準を改正すること。加えて、地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。

(文部科学省)

34.

学力向上施策に対する支援の充実

教育委員会

- 1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。
- 2 小学校英語の教科化に伴う人的支援について、チーム・ティーチングによる授業実践や、授業が週24コマ未満の学校への定数配置を可能とすること。また、加配定数を早期に基準定数化するとともに、すべての学校の支援がより充実するよう拡充すること。
- 3 子どもたちの学力向上、教員の授業力向上に一層取り組むため、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するための加配を措置すること。

(文部科学省)

35.

いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実

教育委員会

- 1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ(1/3→1/2)を行うこと。また、高等学校へも配置できるようにするための十分な予算を確保すること。
加えて、いじめ問題への対応の強化や不登校児童生徒へのきめ細かな支援により、未然防止・早期発見・早期対応を図るために、生徒指導担当教師を全中学校へ配置する措置を着実に進めること。
- 2 本県のいじめの重大事態の件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向にある。いじめの重大事態の調査は、公平・中立に実施するために、弁護士や心理士等が参画した第三者性を確保した組織を構成する必要があることから、外部の専門家である調査委員への報酬や委員会の運営費等、調査費用を支援するための補助制度を創設すること。
- 3 いじめや不登校等の悩みの相談や、いじめの早期発見や通報等の早期対応を行うための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」のさらなる財政支援の増額を行うこと。
- 4 国の「校内教育支援センター支援員配置事業補助金」については、既にセンターを設置している学校についても対象とともに、補助年限に上限を設けないことで、各自治体がセンターの設置促進・機能強化に取り組むことができるよう、地方の要望に応じた確実な財政措置を講じること。
- 5 教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法を改正すること。

(文部科学省)

36. 外国人児童生徒に対する支援の推進 教育委員会

- 1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実させるため、「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」における財政措置の拡充をすること、および補助率を引き上げる（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）こと。
- 2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいの可能性のある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。
- 3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。
- 4 高等学校における急増かつ多言語化している外国人生徒にきめ細やかな支援体制を構築するため、専門的な外部人材を確保するためには必要な財政措置を講じること。

(文部科学省)

37. 夜間中学の設置に向けた支援の充実 教育委員会

- 1 公立夜間中学において、入学を希望する方がどの地域に居住していても入学することができるよう、地理的条件により継続的な通学が難しい場合も、校長が必要と認めた場合において、自宅でオンラインを活用した授業を受けた際も出席扱いとし、学習成果の評価をできるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 公立夜間中学の設置を検討する地方自治体に対して、「教育支援体制整備事業費補助金」を継続的に予算措置し、開設後の補助率（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）と補助上限額の引き上げを行うこと。

(文部科学省)

38. 特別支援教育の推進 教育委員会

- 1 特別支援教育の充実に向けて、公立学校における特別支援教育支援員等や医療的ケアを行う看護師の配置のための財政措置を拡充すること。
- 2 特別支援学校における医療的ケアを行う看護師を基礎定数化すること。
- 3 障がいのある生徒の就職率の向上を図るための事業を新設すること。
- 4 高等学校における通級による指導の充実のための加配定数の拡充と研修体制のための財政措置を継続すること。

(文部科学省)

39. 子どもの貧困対策の推進 教育委員会

- 1 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 2 令和8（2026）年度以降の高等学校等就学支援金制度における所得制限の撤廃に伴い生徒・保護者の利便性向上と地方の事務簡素化の観点から、受給資格認定に際して審査を不要とするなど、簡単な方法にするような制度設計を行うこと。
- 3 高校生等奨学給付金制度について、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、家庭におけるオンライン学習に係る通信費を含む給付金額の増額等の拡充を行うとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。
- 4 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。
- 5 必要な就学援助を確実に行うことができるよう、準要保護世帯への支援を国庫補助とすること。

(文部科学省)

40. 教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用

教育委員会

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や学習指導員などの外部人材の配置拡充に係る継続的な予算の確保、補助率の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）、補助対象経費の範囲拡大を行うこと。また、部活動指導員に係る補助制度について、地方自治体の事情に応じた負担割合にできる制度とすること。
- 2 令和7（2025）年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」改正をふまえ、教育委員会が策定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の実効性を確保するため、必要な支援（財政的支援・人的資源の確保等）の充実を行うこと。
- 3 教員の専門性を生かした教育の質の向上、教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、教科担任制に係る加配定数を維持・拡充し、対象学年を拡大すること。また、教員の基礎定数の算定における「乗ずる数」を見直し、基礎定数を改善すること。あわせて、教員の雇用形態の多様化などに伴う事務処理業務の負担軽減を図るため、事務職員の配置基準および加配定数の維持・拡充を行うこと。
- 4 令和6（2024）年度から実施される「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」について、成功事例を共有するとともに、各地方自治体の展開につながるよう、国において新たな補助制度を創設すること。

（文部科学省、スポーツ庁、文化庁）

41. 義務教育費国庫負担制度の充実

教育委員会

教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していくよう、教員の職務の特殊性に十分に配慮し、勤務実態に応じた待遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。

（文部科学省）

- 1 公立学校施設の老朽化が一斉に進行しており、対策にかかる地方負担の軽減を図る観点から、改築・改修事業への財政措置を充実すること。また、長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）の建築年数や使用年数の補助要件を緩和するとともに、予防改修事業における対象工事を内部改修にも拡充もしくは内部改修を対象とする補助制度を創設すること。建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- 2 全ての学校でバリアフリー化を推進するため、実勢価格に見合ったエレベーター設置単価の引き上げや、スロープやバリアフリートイレの整備といった小規模な工事に対する補助下限額の引き下げを行うこと。また、他の補助事業においても、補助上限額および下限額のあり方を検討すること。
- 3 各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し事業採択を行うとともに、認定・内定期の早期化を図ること。また、本省繰越予算により採択する事業については、事故繰越が明許繰越に準じた簡素な手続きで承認されるよう関係省庁と調整を図ること。
- 4 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図ること。
- 5 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 6 特別支援学校における教室不足の解消については、補助金の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）期間が令和9（2027）年度まで延長されたが、増築や大規模改修には時間を要することから、計画的に取組を進めるため、算定割合の引き上げの長期間の延長等、継続的な財政措置を図ること。
- 7 令和6（2024）年度補正予算において「空調設備整備臨時特例交付金」が創設されたが、財政負担を平準化しつつ、より早期に、より多くの学校体育館等への空調整備を図るため、リースを活用した整備を補助対象に含めること。また、補助対象となる学校種に高等学校も加えること。
- 8 国は私立高校を含めた授業料無償化を推進していることをふまえ、公立高校の建て替えを含む老朽化対策やバリアフリー化、空調・トイレ等の設備整備について、補助制度の対象とするなど地方財政措置を充実すること。
- 9 学校教育活動において、熱中症事故防止の観点から、暑さ指数（W B G T） 31°C 以上で運動を中止するなど、国においても取組を徹底すること。また、熱中症を予防するため、全国大会の主催者に対し、暑さ指数（W B G T）を活用して、熱中症の危険性を適切に判断するよう要請すること。
- 10 私立学校施設の老朽化が進行しており、施設整備や施設改修が急務となっているため、私立学校の老朽化対策への支援制度を創設すること。
- 11 少子化に伴う学校の統合により、遠距離通学児童生徒に対する支援としてのスクールバス運行が必須となるため、へき地児童生徒援助費等補助金の補助対象児童生徒の通学距離条件の緩和や、補助対象期間の延長を含む、遠距離通学に対する財政支援のさらなる拡充を行うこと。

（文部科学省、スポーツ庁）

43. 学校給食・食育の充実と健康教育の推進

教育委員会

- 1 学校給食費の無償化は、全国一律で行う施策として、地域間格差や地方負担分が生じないよう、地方負担分も含めて、国の責任において必要な財源を確実に措置すること。その際、各学校およびその設置者が、学校給食実施基準等をふまえ、地域の特性を活かした地場産物等の使用が着実に実施できるような経費も加えたものとすること。
- 2 国による給食無償化が実施されるまで、また、無償化実施後においても、物価高騰等の情勢の影響で保護者の経済的な負担が加重しないよう、給食費増額分を支援すること。
- 3 学校給食費の公会計化が進むよう、児童生徒の給食にかかる情報を自治体が集約し、管理するためのシステム導入について、財政支援を行うこと。
- 4 食物アレルギーへの対応や食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うとともに、学校給食調理員等の資質向上を目的とする事業を充実させること。
- 5 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を継続・拡充すること。
- 6 養護教諭については、複雑化・多様化する現代的健康課題への対応や、求められる役割も変容・増大していることから、全ての学校への配置や複数配置の拡大が可能となるよう、配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。
「学校保健推進体制支援事業」による養護教諭への支援について、地方自治体からの要望に応じた予算配分を行うこと。また、令和8（2026）年度以降も実施できるよう継続した予算確保を行うとともに、補助率の引き上げ（1／3→1／2）を行うこと。
- 7 学校現場の健康課題は、支援の対象者が多く、課題の内容も多岐にわたっているため、医療関係者等を招聘し、教職員や保護者向けに講演や指導・助言等を実施するような事業への支援を行うこと。

（文部科学省）

44. 学校教育を担う人材確保の強化に関する取組の充実

教育委員会

教員として採用され一定期間勤務した場合に奨学金の返還が免除・軽減される制度の構築を行うこと。

（文部科学省）

45. 地域と学校の連携・協働体制の構築

教育委員会

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、子どもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組が必要である。そのため、地域と学校の連携・協働体制の構築に係る財政支援の拡充を行うこと。

（文部科学省）

文部科学省（スポーツ庁）

46. 部活動の地域展開に向けた支援の充実

教育委員会

1 自治体の財政規模により、部活動の地域展開等に地域間格差が生じないよう、地域クラブ活動の体制整備に係る費用については、令和7（2025）年までと同様、国の全額負担（補助率10/10）とし、すべての自治体が等しく地域展開等に取り組める支援体制を構築すること。また、各自治体が地域の実情や特色を生かした独自の取組を進められるよう、柔軟な補助制度も併せて創設すること。

さらに、地域クラブ活動を統括し、ガバナンスの確保や指導者の質の担保、クラブの認定制度の中核を担う「運営団体」を各自治体に必置とするよう制度化し、その設立・運営にあたって必要な人材・資金等の支援を講じること。

加えて、経済的困窮家庭に対する参加費等の支援や交通手段の確保に係る支援、指導者養成研修制度の創設等、支援内容の充実を図ること。

2 高等学校における部活動を生徒にとって望ましい持続可能なものとするため、部活動指導員補助制度の創設およびデジタル技術を活用した効率的・効果的な指導方法の構築など、地方自治体独自の取組への財政支援を行うこと。また、高等学校においても部活動改革を進める必要があることから、高等学校における今後の部活動のあり方を示すこと。

（スポーツ庁、文化庁）

47. 国民スポーツ大会の実施における地方自治体の財政負担の軽減

地域連携・交通部

1 国民スポーツ大会の実施に係る経費の大部分を開催都道府県が負担している現状に鑑み、大会の簡素化・効率化、人的負担の軽減等を図った上で、国および日本スポーツ協会における財政支援を拡充すること。

2 地域の実情に応じて開催時期や期間、施設基準、実施競技等を弾力的に運用すること。

3 3巡目国民スポーツ大会における見直し事項の2巡目への適応について配慮すること。

（スポーツ庁）

文部科学省（文化庁）

48. 文化財保護事業等の拡充

教育委員会

1 文化財の保存整備・活用事業および緊急発掘調査に係る国庫補助金を拡充すること。

2 通常の重要文化財建造物等の耐震診断・耐震補強工事・防火工事に対し、国宝・世界遺産と同様に補助率の一一律加算をすること。

3 国の文化財補助事業にかかる事務については、以前から国からの委任事務として、交付決定、変更交付決定、額の確定等を県が実施している。国による補助対象事業の増加と補助金交付要項の新設により、都道府県の委任事務が増加しているが、国による代替措置が講じられていないことから、委任事務にかかる人件費や事務費等の必要経費を交付すること。

（文化庁）

49. ユネスコ無形文化遺産への登録

教育委員会

国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」を含む海女漁および国重要無形民俗文化財「伊勢太神楽」・「御頭神事」を含む民俗芸能（神楽）のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を進めること。

（文化庁）

厚生労働省

50.	地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の拡充	医療保健部
<p>地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるよう、引き続きすべての区分に十分な配分を行い、また地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みとともに、新たな地域医療構想もふまえ、将来にわたり必要な地域医療提供体制を構築するための財源を確保すること。</p>		
(厚生労働省)		
51.	地域医療提供体制の充実に向けた支援	医療保健部
<ol style="list-style-type: none">医療提供体制推進事業費補助金について、事業計画額を下回る交付決定が続いていることから、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であることから、新たな補助金としての再構築、補助基準額の引き上げ等による財政支援の拡充をそれぞれ行うこと。医療DXの推進にあたっては、都道府県、医療機関等の意見をふまえながら、必要な技術的・財政的支援を充分に行うとともに、各システムを運用する医療機関等の関係者の負担や混乱を招かないよう、丁寧な導入に努めること。		
(厚生労働省)		
52.	医療機関等に対する物価高騰対策支援	医療保健部
<p>医療機関等に対する物価高騰対策支援については、臨時の診療報酬改定や国による補助制度の創設などが必要であり、支援にあたっては全国一律の対応を行うこと。</p>		
(厚生労働省)		
53.	外国人患者を受け入れている医療機関に対する支援	医療保健部
<p>外国人患者を受け入れている医療機関について、未払医療費の増嵩が懸念されることから、医療機関が回収努力した後のセーフティネットとして、未払医療費に対する補てん制度を創設すること。</p>		
(厚生労働省)		

54. 災害時の医療提供体制の整備

医療保健部

- 1 災害時における医療提供体制を確保するため、次のとおり補助事業の拡充を行うこと。
 - (1) 災害拠点病院におけるヘリポート整備について、補助率や補助単価の拡充を図ること。また、新たにマンホールトイレの整備を補助対象に追加すること。
 - (2) 耐震整備事業について、診療所を含めた全ての医療機関を対象とすること。
 - (3) 非常用自家発電設備事業について、全ての病院および有床診療所を対象とすること。
 - (4) 非常用通信設備整備事業について、維持費用を対象経費に含めるとともに、全ての病院を対象とすること。
- 2 災害時にDMA Tを派遣する医療機関に対して、派遣実績に応じたインセンティブの創設を図ること。また、国等が主催する訓練への参加実績やDMA Tコーディネーターの養成数など、平時からの活動に応じたインセンティブの創設を図ること。
- 3 災害時に人工透析患者へ適切な医療を提供するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した人工透析患者に関する情報共有機能の充実を図ること。また、EMISと日本産婦人科学会大規模災害対策情報システム（PEACE）の連携の在り方等について早期に具体化すること。

(厚生労働省)

55. 循環器病対策推進のための財政支援の拡充等

医療保健部

- 1 国と地方の役割分担に応じた循環器病対策を効果的に進めるため、循環器病対策基本計画に基づき、国においては、循環器病の病態解明をはじめ、先進的な技術も見据えた治療法や予防法等の研究・開発に着実に取り組むとともに、循環器病の罹患状況や診療情報についての統一的なデータベースを早期に構築すること。また、専門的かつ切れ目のない医療を可能とするために、医療・介護・福祉人材の育成や適正配置に係る取組を進めること。
- 2 令和4（2022）年度から、モデル事業として各地に設置されている「脳卒中・心臓病等総合支援センター」は、地域全体の循環器病患者の支援体制の中核を担うとともに、都道府県と連携・協力して当該都道府県の循環器病対策に寄与することが期待されていることから、モデル事業終了後もセンターの持続的な運営が可能となるよう、現在の補助事業の見直しや診療報酬での措置などの財政支援を行うこと。
- 3 自治体が実施する循環器病についての啓発や、循環器病に係る医療・福祉サービス提供体制の充実、相談支援等の循環器病患者の支援等を実施するための事業に対する財政支援を拡充するとともに、継続的な取組を可能とするよう必要かつ安定的な財源を確保すること。

(厚生労働省)

56. がん対策の推進のための財政支援の拡充

医療保健部

- 1 市町村におけるがん検診の受診率向上および職域等のがん検診受診状況の把握に向けて、補助対象の拡大を図ること。
- 2 がん患者が、安心して生活し尊厳を持って自分らしく生きることができるよう、自治体がアピアランスケアに関して行う事業およびAYA世代の末期がん患者の在宅療養生活を支援する事業に対して補助事業を創設すること。
- 3 令和22（2040）年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に向けては、各都道府県および都道府県がん診療連携拠点病院に対し、適切な技術的支援および財政的支援を行うこと。

(厚生労働省)

57. 小児医療提供体制の確保に向けた支援

医療保健部

小児救急を含めた小児医療提供体制の確保に向けた小児医療機関の新規開設・事業承継・運営費等への支援等、インセンティブの創設を図ること。

(厚生労働省)

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 医師の働き方改革の推進等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。また、臨時定員増の措置にあたっては、恒久定員内で5割程度の地域枠の設置を要件とすることなく措置が継続できるよう、地域の実情をふまえた適切な制度を設計すること。
- (2) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージとして進められている医師偏在是正プランの策定や重点医師偏在対策支援区域の選定、経済的インセンティブの取組の検討にあたっては、地方の意見・実情を十分ふまえること。また、偏在対策を実効的なものとするため、国における十分な予算確保と財政支援を行うこと。

2 看護職員の確保に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の需給推計について、新興感染症の発生時や多様化する看護ニーズへの対応に必要となる看護職員数をふまえ、二次医療圏別も含めた需給推計の見直しを行うこと。また、中間とりまとめにおいて示されなかった助産師について、都道府県別の需給数を示すこと。
- (2) 看護師等養成所については、18歳人口の減少や大学進学志向の高まりにより、学生の確保が困難な状況になっていることをふまえ、安定的・継続的に看護職員の確保・育成を図ることができるよう、十分な財政支援措置を行うこと。また、社会経済情勢をふまえ地域医療介護総合確保基金に係る看護師等養成所運営事業の標準単価のさらなる見直しを行うこと。加えて、令和9(2027)年末までに施設内照明のLED化が求められていることから、必要な経費の補助を行うこと。

(厚生労働省)

1 食材費や光熱水費の高騰により、公定価格に基づき経営を行う介護保険事業所・施設、養護老人ホーム、軽費老人ホームが、厳しい経営を強いられていることから、これらの事業所等に対し、財政的な支援策を講じること。

また、次の定期改定を待たずに臨時改定等の措置や食費・居住費に係る基準費用額の見直しを速やかに講じるとともに、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護報酬をスライドさせる仕組みを導入すること。

2 高齢者の増加に伴い、介護保険業務や認知症業務が増加している保険者に対し、地域包括支援センターの運営や認知症施策に充てられている地域支援事業交付金を増額するとともに、個人賠償保険への加入費用の補助に対する新しい制度の検討を行うこと。

3 認定調査に必要な人員に対する財政支援の創設や、認定調査等の要介護認定に係る業務の簡素化や弾力化を行うとともに、認定申請をした被保険者が認定調査の実施前に死亡した場合であっても、救済措置の対象となるよう制度の検討を行うこと。

4 認知症の予防にも効果があるとの検証結果も出てきている補聴器の早期の使用について、国としても認知症の効果的な予防策となるかを検討し、認知症予防の効果が見込まれるようであれば財政措置を検討すること。

5 広域型施設における施設改修等についても、地域医療介護総合確保基金等による財政支援の対象となるよう検討すること。

6 災害時に備え、高齢者施設における簡易トイレの備蓄に対し、補助制度を創設すること。

7 通所系サービスの計画において入浴介助の提供が位置付けられている場合に、利用者の体調不良により、入浴介助の代わりに清拭介助を行ったケースであっても、入浴介助に準ずるものとして、加算の算定対象となるよう現行の取扱いを見直すこと。

8 地域医療介護総合確保基金（介護分）の令和6（2024）年度の事業について、内示が例年より大幅に遅れ、事業の執行に支障をきたしたことから、事業を適切に執行するため、必要な財源を確実に確保していただくとともに、年度の早期の段階で内示を行うこと。

(厚生労働省)

60. 介護人材の確保に向けた施策の充実

医療保健部

- 1 介護サービス事業所が、介護人材の確保や定着を図り、事業運営を安定的に行うことができるよう、さらなる処遇改善を図るとともに、制度間で異なる処遇改善の仕組みや運用の一元化を図るなど、加算取得のための事務負担を軽減すること。
- 2 介護支援専門員の資格更新時には、長時間の研修受講が義務付けられ、それに伴う受講料負担も大きくなっていることから、実務に従事する受講者の負担軽減を図るため、研修カリキュラムなど研修制度を見直すこと。
- 3 外国人介護人材の確保を図るため、介護福祉士をめざす外国人留学生の確保に向けた介護施設等による奨学金の貸与や給付に対する支援策の補助割合を拡大するほか、入国や採用に係る初期費用等を補助対象経費に加えるなど、地域医療介護総合確保基金が柔軟に活用できるよう制度の見直しを行うこと。
- 4 介護福祉士修学資金等貸付制度は、令和8（2026）年度以降も事業が安定的に実施できるよう、予算措置を講じること。また、貸付原資の都道府県への交付については、貸付決定等に支障が生じることのないよう、早期に行うこと。
- 5 介護職員の負担軽減および業務の効率化のため、介護ロボットやICT機器など介護テクノロジー導入に係る需要が増加していることから、地域医療介護総合確保基金における財源を確保すること。
- 6 介護現場の生産性向上を推進するためには、事業者への相談対応や研修会開催等を行う介護生産性向上総合相談センターによる継続的な支援が必要であることから、地域医療介護総合確保基金による財政支援を引き続き行うこと。

（厚生労働省）

61. 新興感染症に備えた対応

医療保健部

- 1 新興感染症に備えた対応について、令和6（2024）年度診療報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症全般を対象とした恒常的な対策へと見直しが行われたが、現状の診療報酬では十分に評価されているとは言えないことから、診療実態をふまえ、必要な感染予防対策等にかかるコストを恒常的な感染症対応として適切に評価するとともに、新興感染症に対応できる医療提供体制等の維持・さらなる拡大を促すため、令和8（2026）年度診療報酬改定を含めた継続した見直しと充実を行うこと。
- 2 新興感染症の発生に備えた対策として、協定締結医療機関等が実施する施設・設備整備に係る財政支援を継続・充実させるとともに、個人防護具等の備蓄物資についても新たに財政支援を行うこと。
- 3 新興感染症発生・まん延時の対策として、県は協定締結医療機関等に対して、必要な費用を負担する必要があるため、国は地域における医療提供体制の確保に対して迅速かつ十分な財政支援を行うとともに、地方自治体の財政力によって感染症対応に地域格差が生じないよう、国の責任において全額国庫負担にて財源措置を行うこと。

（厚生労働省）

62. 結核医療提供体制の推進

医療保健部

- 1 結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供するため、結核診療に係る財政支援を行う制度を創設すること。
- 2 結核医療を担う医師を育成するための体制整備や財政支援を行うこと。
- 3 外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に関する調査や新たな治療薬の開発を推進すること。

（厚生労働省）

63. 予防接種の推進

医療保健部

- 1 おたふくかぜワクチンについて早期に定期接種化を図ること。
- 2 R S ウイルスワクチンの定期接種化について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。
- 3 沈降精製百日せき・ジフテリア・破傷風混合ワクチンおよび不活化ポリオワクチンの追加接種の定期接種化について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。
- 4 男性へのH P Vワクチン接種の定期接種化について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。
- 5 造血幹細胞移植後の予防接種のあり方について、継続して検討を行い、早期に結論を得ること。
- 6 令和8（2026）年度より予定されている予防接種事務のデジタル化について、デジタル化に対応できない高齢者等に配慮するとともに、デジタル化により、結果的に国民・自治体・医療機関および関係団体の負担が増大することのないよう、自治体・医療機関・医師会等関係団体の意見を聞き取り、丁寧に実施すること。
- 7 新型コロナウイルスワクチンや帯状疱疹ワクチン等の定期接種について、地方の財政力によって県民の自己負担額に地域差が生じることのないよう、国の責任においてさらなる財政支援を行うこと。

（厚生労働省）

64. 健康づくりの推進

医療保健部

本県が地域の実情に応じて創意工夫をして取り組んでいる健康づくりの取組など、地方自治体の取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保し、支援すること。

（厚生労働省）

65. 妊婦健康診査における歯科健康診査の実施

医療保健部

妊娠中に適切な口腔管理が行われ、母体や胎児の健康の保持増進を図ることにより、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査における検査項目に歯科健康診査を追加すること。

（こども家庭庁、厚生労働省）

66. こころの電話相談のさらなる充実について

医療保健部

「こころの健康相談統一ダイヤル」について、こころの悩みを抱えた人が速やかに相談できるよう、分かりやすく短い番号に変更し、通話料を無料とするとともに、対応時間帯の拡充を図ること。

（厚生労働省）

67. 医療費助成制度の充実

医療保健部

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化と自治体負担分に対する十分な地方財政措置
- 2 医療機関の窓口での無料化（現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止

（厚生労働省）

68. 薬剤師確保に向けた取組の推進

医療保健部

1 薬剤師確保の取組について、薬剤師偏在指標に応じた地域医療介護総合確保基金の重点的な配分を行うとともに、偏在の解消に資する制度整備を進めること。

2 薬剤師確保の取組を進めるために必要となる統計値や指標の公表スケジュールを早急に示すこと。また、薬剤師はさまざまな分野で業務に従事していることから、病院、薬局勤務以外の薬剤師についても、国として確保方針を示すこと。

(厚生労働省)

69. 災害時の薬局機能を維持するための体制の整備

医療保健部

1 災害時においても薬局機能を維持するため、非常用自家発電設備整備事業および非常用通信設備整備事業について、災害時に拠点となる薬局を補助対象として追加するなど補助制度を拡充すること。

2 DMA T等活動支援事業について、災害薬事コーディネーターも補助対象として追加すること。

(厚生労働省)

70. 地域共生社会の実現に向けた包括的支援等

子ども・福祉部

1 全ての市町において、地域の実情に合わせ、包括的な支援体制の整備が進むよう、具体的な整備手法を明らかにするとともに市町の体制整備や取組に対する財政的支援等を実施すること。

また、重層的支援体制整備事業については、従前から事業を活用し、地域の実情に合わせ創意工夫を凝らして実施する市町の取組がより一層充実するよう、適切に支援する仕組みとすること。

2 民生委員・児童委員について、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、期待される役割が増すとともに、活動内容や支援対象の多様化が進んでいる。こうした社会情勢の変化や時代のニーズに即した委員活動を、積極的かつ柔軟に行うことのできる環境整備に向けて、委員個人に対する活動費や民生委員児童委員協議会に対する活動推進費（地方交付税措置）の増額を行うこと。

3 民生委員・児童委員の「なり手」確保に向けて、民生委員・児童委員が行うべき業務の見直しを進めるとともに、一部業務については事業者への委託を進めるなど、時代の変化に応じた持続可能な制度となるよう、制度改革を含めた検討を進めること。

4 福祉活動指導員および福祉活動専門員については、地域福祉の課題が複雑化・複合化する中、活動分野の拡大、多様化が進み、多くの人員を配置している現状を考慮し、地域福祉の推進を図る観点から、さらなる財政措置（地方交付税措置）を講ずること。

(厚生労働省)

71. 生活保護世帯における冷房器具購入に関する取扱いの緩和等

子ども・福祉部

1 冷房器具購入に対する一時扶助の要件について、保護開始時又は転居時に限定されているため、これを世帯の状況の変化により、保護の実施機関が必要性を認めた場合において支給できるよう、要件を緩和すること。

2 冷房器具購入および使用を促進し、健康管理を支援していくため、電気代の負担軽減となるよう、夏季加算を創設すること。

(厚生労働省)

- 1 重症心身障がい児・者を対象とした生活介護や児童発達支援、短期入所、共同生活援助など、ニーズの高い障害福祉サービス等事業を行うための施設整備費に対して、十分な財政措置を講じること。また、「地域生活支援事業」や「地域生活支援促進事業（発達障害者支援体制整備事業）」について、県や市町の事業実施に支障が生じないよう、十分な財源を確保すること。
- 2 医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域において必要な支援を受けられるよう、令和3（2021）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の見直しも含め、支援体制の整備や人材確保のための継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- 3 共同生活援助や生活介護など重度障がい者の地域生活を支援する障害福祉サービス事業所のさらなる報酬の増額や、計画相談支援や障害児相談支援など総合的な支援計画を作成する相談支援事業所の福祉・介護職員処遇改善加算の対象への追加など、安定的な事業所運営に資する報酬体系の整備を行うこと。また、複雑化した報酬体系等に効率的に対応するため、事業所における指定等申請事務や自治体における確認事務に係る事務の効率化など負担軽減策を講じること。
- 4 障がい者の働く場の拡充や、工賃向上を実現する上で有効な取組である施設外就労を促進するため、必要となる指導員を確保するための経費について、十分な財政措置を講じること。また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、通所施設への通所に要する交通費に対し助成する制度を創設すること。
- 5 物価高騰や賃金の上昇により、障害福祉サービス事業所等において支出が増加するとともに、事業所職員の確保が非常に厳しく事業の継続が困難となっているため、基本報酬や処遇改善加算のさらなる増額などの財政措置を迅速に行うこと。
- 6 障がい者差別解消に向けた相談体制の充実や、合理的配慮の提供の義務化についての周知・啓発の取組など、障がい者差別の解消のために必要な事業に係る経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- 7 障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成や環境整備および芸術文化活動の推進に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- 8 障害者総合支援法の対象でもある難病患者について、症状により就労が非常に困難な場合であっても状態が固定化していないことにより、特別障害者手当や障害者年金が受給できないなど経済的な自立が困難であるため、支援制度の創設を検討すること。
- 9 介護人材の確保が困難な状況が深刻化する中、外国人介護人材の確保策の拡充が必要となっているため、障がい福祉分野における支援制度を創設すること。

(内閣府、こども家庭庁、スポーツ庁、厚生労働省)

- 1 農林水産業と福祉分野の連携のさらなる拡大に向け、「工賃向上計画支援等事業特別事業」について国の定額補助とともに、予算を十分に確保すること。
- 2 農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口等の設置・運営など、都道府県および地域段階における農福連携の推進体制の確保に対する支援に必要な予算を十分に確保し、継続すること。
- 3 農林水産業と福祉をつなぐコーディネート人材を育成・確保するため、
 - (1) 農林水産省の農福連携技術支援者の認定制度について、農業と福祉をつなぐ知識と経験を有する受験者は、認定試験を受験する際は研修を免除するなど、弾力的な運用を行うこと。
 - (2) 農福連携技術支援者の活動に対する報償制度を創設すること。
- 4 農福連携の認知度の向上に向けた国民的運動を国をあげて展開するとともに、農福連携により生産されたノウフク J A S商品の販売促進に向けた全国的なP R や福祉事業所等の認証取得支援を実施すること。
- 5 農作業に従事する障がい者の適切な体調管理や作業支援につながるスマート技術の導入を支援し、活用を促進すること。

(厚生労働省、農林水産省)

74. 家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化

農林水産部

- 1 家畜伝染病の発生予防対策について、衛生管理に必要な施設や消毒機材の整備が進むよう、「消費・安全対策交付金」の補助率を引き上げること。
- 2 家畜伝染病発生時の防疫作業の実施にあたり、都道府県が民間事業者を円滑に活用できるよう、国において新規事業者の参入を促進するとともに、従事可能事業者のリストの充実を図ること。また、家畜所有者が実施する防疫作業に係る経費を軽減できるよう「患畜処理手当等交付金」の補助率を引き上げること。
- 3 家畜伝染病発生により、防疫作業を実施した農場に対し患畜等の「患畜処理手当等交付金」が適切に交付されるよう、手当金の評価額算定の判断基準を公表するとともに、手当金を減額する場合は、理由と算定基準を明記すること。また、早期の経営再開に向け、農場に交付される手当金等は非課税とすること。
- 4 家畜伝染病の発生による出荷頭数の減少に伴う食肉・食鳥処理施設の経済的損失を補償する制度を創設すること。
- 5 豚熱については、
 - (1) 国の進める選択的殺処分の検討を早期にとりまとめ、ワクチン接種農場での豚熱発生時は全頭殺処分ではなく、発生豚舎に留めるなど殺処分のあり方を見直すこと。
 - (2) 野生イノシシ間で流行する豚熱ウイルスの清浄化に向け、国において方針や行程表を明らかとするとともに、各都府県が行う野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン野外散布に必要な予算を確保すること。
- 6 アフリカ豚熱については、
 - (1) 国内への侵入に備え、国は海外からの肉類持ち込み禁止などの水際対策を強化するとともに、ワクチンの開発など予防対策を早急に進めること。
 - (2) 予防的殺処分を行う場合には、国が中心となり、人的支援や広域での応援体制を構築するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - (3) 予防的殺処分を実施した養豚農場の事業再開および経営の早期回復に必要な支援策を充実すること。

(農林水産省)

75. 原油・物価高の影響を受ける農林水産事業者への支援の継続・強化

農林水産部

- 1 長期化する物価高の影響を受ける農業者・漁業者の経営安定を図るため、
 - (1) 農業近代化資金の無利子化・保証料免除の金融支援を拡充すること。
 - (2) 漁業近代化資金の5号資金を対象とした無利子化や保証料免除について、採択要件を緩和するとともに、これらの支援措置が漁業近代化資金の全ての種類に適用されるよう制度を拡充すること。
 - (3) 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げや無利子化措置の支援措置を拡充・継続すること。
- 2 農林水産事業者の収入安定を図るセーフティネットについて、農林水産を取り巻く現下の状況をふまえ、制度の充実や要件の緩和、新たな制度の創設を図ること。
 - (1) 収入保険制度について、リスク分散を実践している大規模経営体に対する補償限度額を引き上げる仕組みを設けるなど、補償内容の見直しを行うこと。また、農業者の負担軽減を図るため、保険料等に係る国の負担割合を引き上げること。
 - (2) 「施設園芸等燃料価格高騰対策」の「セーフティネット構築事業」について、予算を十分に確保するとともに、基準価格の算定方法を見直すこと。
 - (3) 「畜産経営安定対策」について、生産コストの急激な上昇が速やかに支援金の算定に反映されるよう見直しを図るとともに、生産者負担割合の軽減を図ること。また、「配合飼料価格安定制度」について、飼料価格の高止まりが続く状況においても補填金が支払われるよう制度を見直すとともに、自家配合飼料原料や粗飼料を対象とした制度を創設すること。
 - (4) 燃料価格や電気・ガス料金の高止まりにより影響を受けている畜産農家、食品流通の要となる食肉処理施設や卸売市場、穀類乾燥施設等の共同利用施設、並びに農業水利施設を管理する土地改良区等に対する国の支援策を講じること。
 - (5) 肥料価格の上昇に対応する恒常的なセーフティネットの制度を創設すること。
 - (6) 特用林産について、きのこ原木の不足によりまだ木原木および菌床用おが粉の価格が高止まりしている状況をふまえ、適正な価格転嫁が定着するまでは、生産資材に対する助成施策を長期的に継続すること。
 - (7) 燃油価格や配合飼料価格の高騰時の影響を緩和する「漁業経営セーフティネット構築事業」について、予算を十分に確保すること。特に配合飼料については、急激な価格上昇により漁家経営を圧迫していることから、国の負担割合を引き上げるとともに、急激な価格高騰があった際には柔軟な制度運用を図ること。また、「漁業経営セーフティネット構築事業」対象外の品目についても物価高の影響を受けているため、漁業経営への負担軽減のための支援を行うこと。

(農林水産省)

76. 一次産業者の利益拡大に向けた海外市場への輸出拡大支援

農林水産部

1 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における輸出重点品目である、かんきつ、茶、牛肉の輸出拡大に向け、海外の規制やニーズへの対応する積極的な取組を後押しするための、国における支援の充実・継続を図ること。

さらに、水産物については、新規の事業者についても対中輸出が可能となるなど、対中輸出に係る制限がA L P S処理水の海洋放出前と同等の状況にまで緩和されるよう取組を進めることを含め、新興国や海外の地方都市の開拓など、輸出先の多角化に向けて重点的に支援すること。

2 輸出による新たな需要の創出に向けて「コメ新市場開拓等促進事業」等の予算を十分に確保すること。

3 海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を促進し、生産基盤の維持・強化を図る輸出産地を支援する「G F P 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業」について、十分な予算を確保し地方に配分すること。

(農林水産省)

77. 農業の生産振興を支える体制づくりに係る支援の充実・強化

農林水産部

1 米の需要に応じた増産の実現に向け、節水型乾田直播技術や再生二期作技術など、稲作の大幅なコスト低減に資する技術の確立と、現場への普及拡大に必要な機器等の導入に対して十分な支援を行うこと。

2 県において、稻・麦・大豆の優良種子を農業者に安定的に供給できるよう、優良種子の生産に対する財政支援を継続すること。

3 農地の集積・集約化を着実に進めるため、農地中間管理事業の予算を十分に確保するとともに、「農地中間管理機構事業」における県の実質負担割合を引き下げる。また、地域計画の実現やプラスチックアップのため、市町や農業委員会、農業委員会ネットワーク機構の活動に必要な予算を十分に確保すること。

4 市町が、地域計画のプラスチックアップの業務の効率化に向け、県および農地中間管理機構が連携して行う、農地所有者や担い手農業者の意向把握やとりまとめ業務について、A Iを活用した自動化を図る実証などに対して財政的な支援を行うこと。

また、市町における地域計画の作成・変更から公表までの作業の効率化と、農地探索等の利便性の向上を図るため、「全国農地ナビ」に地域計画の作成・公表の機能を持たせるなど、統一したシステムとなるよう改修を行うこと。

5 地方公共団体情報システムの標準化への移行に伴う「農業委員会サポートシステム」の改修を早期に完了すること。また、「農業委員会サポートシステム」が改修されるまでの間のデータ変換等に要する費用への支援を行うこと。

6 畜産農家の経営安定を支える産業動物獣医師の確保を図るとともに、家畜共済診療所への財政支援を行うこと。

7 生鮮食料品の流通が多様化する中、農畜産物の基幹流通を担う卸売市場の活性化に向けて、卸売事業者等の経営安定を図るため、2024年問題に起因する物流コスト増への支援に取り組むこと。

8 食料安全保障の確保に向け、国産農畜産物の国内における消費拡大、合理的な農畜産物の価格形成と持続的な食料システムの確立に向けた国民理解の増進に国をあげて取り組むとともに、各都道府県において、食品の付加価値向上の取組や地産地消の推進等に必要な予算を十分に確保すること。

(農林水産省)

- 1 「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」について、共同利用施設の再編集約・合理化が進むよう予算を十分に確保すること。また、「再編集約・合理化のさらなる加速化」について、国費のみで補助率を引き上げられるよう制度を見直すこと。
- 2 「強い農業づくり総合支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「担い手確保・経営強化支援事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」、「国内肥料資源利用拡大対策事業」について予算を十分に確保し継続を図ること。
- 3 令和9（2027）年度からの新たな水田政策の検討にあたり、地域の実情をふまえた効果的なセーフティーネットの構築を図ること。
- 4 「水田活用の直接支払交付金」について、予算を十分に確保し地方に配分すること。また、「戦略作物助成」において、酒米として使用される加工用米の交付単価の見直しや酒造好適米が当該交付金の対象となるよう制度の充実を図ること。
- 5 「環境保全型農業直接支払交付金」について、農業者が安心して環境保全型農業に取り組めるよう、予算を十分に確保すること。また、令和9（2027）年度からの新制度が地域の実情に即した制度となるよう検討を進めること。
- 6 「農地利用効率化等支援交付金」について、地域計画に位置付けられた担い手が必要な支援を受けられるよう、予算を十分に確保し継続を図ること。
また、地域営農の継続が図られるよう、事業採択のポイント加算について、地域の資源や特徴を生かした挑戦的な取組が評価されるような項目を設けるとともに、担い手の確保が困難な中山間地域等においては、地域計画に位置付けられた小規模な個人農業者も支援対象とするなど要件を見直すこと。
- 7 「新規就農者育成総合対策」について、資金交付要件を満たす新規就農者に資金を交付できるよう、予算を十分に確保し地方に配分すること。また、年齢や性別、国籍等を問わず、多様な担い手が農業分野で活躍できるよう、労働環境や生活環境の整備に対する支援の充実を図るとともに、地域農業を支える農業支援サービス事業体の経営継続に向けた支援を充実すること。

(農林水産省)

- 1 都道府県等が獣害対策の取組を着実に実施できるよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について予算を十分に確保すること。
- 2 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの捕獲が効率的に進むよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」における「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の捕獲経費の上限単価を引き上げること。
- 3 ツキノワグマによる被害を防止するための対策を推進できるよう、「指定管理鳥獣対策事業交付金」について予算を十分に確保すること。

(農林水産省、環境省)

- 1 農業競争力のさらなる強化や農村の振興に向けた基盤整備を計画的かつ着実に推進するため、新たな食料・農業・農村基本法および新たな土地改良法をふまえ、整備に必要な農業農村整備事業予算を安定的・持続的に確保すること。
また、新たな食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間（令和7（2025）～11（2029）年度）の農業構造転換集中対策期間において、生産基盤整備によるさらなる生産性の向上が図れるよう、別枠で必要かつ十分な予算を確保すること。
- 2 人口減少に伴う農業者の減少等が不可避となる中、農業の持続的発展を図るために、末端の農業インフラの適切な保全管理を持続的に行うことが必要不可欠であることから、施設管理者を支援する仕組みを構築するとともに、「水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）」を制度化すること。
- 3 農業水利施設等の計画的かつ効率的な整備・活用のため、令和7（2025）年度までとなっている「水利施設保全高度化事業」や「農村地域防災減災事業」における実施計画の策定等について、国の定額補助を継続するとともに、農業構造転換に資する農地の大区画化や、持続可能で魅力ある農業・農村の実現に向けた「農業農村整備事業」の実施計画の策定等についても定額補助の対象とすること。
- 4 令和7（2025）年度までとなっている、ため池対策における地方財政措置を継続するとともに、公共事業等債を活用して実施する排水機場等の防災対策に要する地方負担について、ため池対策と同様の地方財政措置を講じること。
- 5 地域の防災・減災に大きな役割を果たしている「緊急自然災害防止対策事業債」について、令和7（2025）年度までとなっている事業期間を延長すること。
- 6 連携管理保全計画の策定経費の補助額を受益面積等に応じたものに見直すとともに、取組の実効性を確保するため、支援を充実すること。

（総務省、財務省、農林水産省）

- 1 農業・農村の有する多面的機能が適切かつ持続的に発揮されるよう、事業を推進するための経費を含め、「多面的機能支払」および「中山間地域等直接支払」に係る必要な予算を十分に確保すること。
- 2 農業・農村の維持・発展に向け、農業者が生産活動を継続できるよう、「多面的機能支払」および「中山間地域等直接支払」に係る新たな加算措置を創設するなど、地域の実情をふまえたきめ細かな農業者への支援の充実を図ること。
- 3 中山間地域等において農業生産、農用地保全および集落活動等を維持・継承していくよう、持続可能な地域をめざして活動する組織（農村RMO）の「立ち上げ期」から、「形成期」を経て、「定着期」に至る各段階に応じた切れ目のない支援となるよう、農村RMOを支援する制度の充実を図るとともに、必要な予算を十分に確保すること。

（農林水産省）

2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に寄与するとともに、持続的な林業・木材産業のグリーン成長を図るため、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」において、デジタル化・イノベーションの推進、担い手の確保・育成、林業・木材産業の生産基盤強化など、川上から川下に至る総合的な支援策が講じられるよう、十分かつ安定的な財源を確保すること。

（農林水産省）

83. 水産業および漁村の振興に向けた支援

地域連携・交通部、農林水産部

- 1 伊勢湾において、黒のりの色落ちやアサリ等の重要資源の減少が深刻な状況となっていることから、「豊かな漁場環境推進事業」の予算を十分に確保し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を推進するとともに、「きれいな伊勢湾」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。
- 2 意欲ある若者の漁業への就業と定着を図るため、「経営体育成総合支援事業」について、必要かつ十分な予算を確保するとともに、定着率が高い漁家子弟の就業が促進されるよう要件を緩和すること。
- 3 食の安全・安心の確保に向け、「消費・安全対策交付金」を充実し、都道府県が実施する貝毒検査の費用について、国において必要な予算を措置すること。
- 4 養殖業の生産性向上を図るため、海洋環境の変化に適応した養殖品種や養殖管理技術、疾病発生予防に向けたワクチンの開発・改良に取り組むとともに、新魚種導入に向けて都道府県間の連携を強化すること。
- 5 養殖業の経営安定を図るため、養殖共済の補償内容の充実を図ること。また、高騰している魚粉の代替飼料の開発を加速し、早期に供給体制の構築を図ること。
- 6 海洋環境の変化により漁業経営が不安定化する中、「漁船リース事業」や「新リース事業」等の直接補助事業は重要であるため、制度を堅持すること。特に、「漁業経営改善制度」については、「漁業経営基盤強化金融支援事業」および「漁業者保証円滑化事業」の予算を十分に確保すること。
- 7 資源管理の円滑な推進のため、TAC 対象魚種の拡大にあたっては、地域の実態に応じた資源評価を行い、検討会等を通じて漁業者や都道府県に丁寧に説明するとともに、意見を集約し制度の運用に反映させること。
- 8 近年、急速に減少が進む藻場を迅速に再生するため、高水温や食害への対策等の藻場再生に係る技術開発をより一層推進すること。
- 9 漁業活動の支障となる放置船について、地域の実情をふまえ、放置船の発生を抑制する効果的な対策を検討すること。また、漁港・漁場区域内における廃船処理対策が円滑に行われるよう事業要件を緩和すること。
- 10 11月9日に開催された「第44回全国豊かな海づくり大会」においては、開催地の施設整備等に係る費用が大きな負担になっているため、特別交付税措置においてこのような財政事情に配慮するなど、十分な財政支援を実施すること。

(総務省、農林水産省)

経済産業省

84. 四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた支援

雇用経済部

四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けて、副生ガスの利活用や素材の価格転嫁など、発電やモビリティ等の分野に比べて難易度が高く時間を要する石油化学産業の特性もふまえ、2030年度以降も見据えた中長期的な支援を講じること。

(経済産業省)

85. 自動車関連産業におけるサプライチェーンの新規構築や国内販路開拓に向けた取組に対する支援

雇用経済部

本県の自動車関連中小企業等において、サプライチェーンの新規構築や国内販路開拓を一層促進するため、国の「自動車部品サプライヤー業態転換支援事業」(ミカタプロジェクト)を継続するとともに、プロジェクト中部拠点における、本県企業へのコーディネーター支援の体制をさらに充実させること。

(経済産業省)

86. 洋上風力発電の導入拡大および関連産業の育成に向けた支援 雇用経済部

1 国の浮体式洋上風力発電実証事業（GI 基金）の実施海域の拡大を図るとともに、洋上風力発電の事業環境の安定性を担保する取組を講じること。

2 地域における洋上風力関連産業の育成に向けた支援策について検討すること。

(経済産業省)

87. 社会課題の解決に向けた電力使用データ活用の推進 雇用経済部

電力使用データの活用による社会課題の解決に向けた取組が推進されるよう、個人情報の保護が十分に図られることを前提に、同意取得のプロセス等について引き続き検討を進めること。

(経済産業省)

88. 商工会議所・商工会の機能強化について 雇用経済部

商工団体が小規模事業者の支援を適切に行うことができるよう、商工団体における経営支援体制の維持・強化に必要な財政的措置を一層充実すること。

(総務省、中小企業庁)

89. あらゆる産業を支える戦略物資である半導体産業の振興に向けた支援 雇用経済部

半導体産業の国際競争力を強化するため、他国に比べ負担の大きい電力コストの軽減、および再生可能エネルギー等のクリーンな電力の安定供給に向けた支援を行うこと。

(経済産業省)

国土交通省

90. 地域公共交通への支援の拡充

地域連携・交通部

県民の生活を支える地域公共交通の維持・活性化のため、国の支援の拡充を図ること。

- 1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金および地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保するとともに、補助要件を見直すなど、支援の拡充を図ること。
- 2 (1) 地域鉄道における車両の更新や検査・整備などの設備修繕については、十分な予算の確保と補助率の引き上げ等を行うとともに、公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道を保有・支援する地方自治体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。
(2) 旧国鉄から譲り受けた第三セクター鉄道をはじめとする、鉄道の施設・設備等の老朽化が進んでいることから、地方路線を持続可能な移動手段とするべく、経年による健全度の低下に対応する予防保全的な大規模修繕に関する予算の確保を図ること。
- 3 (1) バス・タクシーのドライバー確保に向けて、国による交通事業者の第二種免許取得経費等への支援に係る十分かつ継続的な予算確保や、地方自治体が独自に実施する取組への財政支援を行うこと。
(2) 地方自治体が自動運転レベル4実装に向けた取組を進めることができるように、十分な財政支援を行うこと。
- 4 離島航路の維持・活性化のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の算定について、航路運航事業者の全事業の収支状況に関わらず、離島航路のみの収支による算定方法となるよう制度の見直しを図ること。
- 5 燃料価格の高騰などの影響を受けている交通事業者に対して、運行継続に向けた財政支援を行うこと。

(国土交通省)

91. 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現や利用促進に向けた取組等への支援

地域連携・交通部

中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現に向けた支援を行うとともに、利用促進に向けた取組等への支援を行うこと。

- 1 「中部国際空港の将来構想」の第1段階である令和9（2027）年度の代替滑走路整備に向けて、引き続き十分な財政支援を行うこと。
- 2 航空ネットワークを一層充実させるため、アウトバウンドおよびインバウンド双方向の利用促進に向けた取組や空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。
- 3 中部国際空港へのアクセス（バス、航路等）の充実に向けて、必要な措置を講じること。

(国土交通省)

92. 地籍調査の推進

地域連携・交通部

- 1 地籍調査のさらなる推進を図るため、地方が必要とする予算を確保すること。
- 2 南海トラフ巨大地震等の津波浸水想定区域における地籍調査のさらなる推進を図るため、地籍調査費負担金による当該区域への重点的な予算措置を行うこと。
- 3 国土調査法19条5項指定申請が推進されるよう、地籍整備推進調査費補助金の地域要件を拡大すること。また、19条5項指定申請に係る市町や県が負担する経費について、特別交付税措置の対象とすること。
- 4 遅延地区における再調査に対して、国庫負担金・補助金の対象とすること。

(国土交通省)

93. 耐震シェルター補助制度への支援 防災対策部

耐震シェルターの補助制度を創設するなど、自治体の取組を支援すること。

(国土交通省)

94. 水道施設の整備等に向けた支援の拡充 環境生活部

1 水道施設整備費に係る補助金・交付金は、水道事業者が計画的に水道施設整備を実施できる採択基準を採用すること。また、補助率・交付率の引き上げを行うこと。

2 水道スマートメーターの早期導入に向けた環境を整備すること、および財政支援を拡充すること。

(国土交通省)

95. 既存水道施設の耐震化・老朽化への支援 企業庁

水道事業者等の厳しい経営環境をふまえ、安定給水確保のため、老朽化した既存水道施設の建設改良、更新事業が促進され、水道施設耐震化推進等の災害対策の充実が図られるよう、制度の創設および財政支援措置の充実等を図るとともに、当初予算において十分な予算確保を図ること。

(国土交通省)

環境省

96. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の推進 環境生活部

1 地球温暖化対策計画において、令和8（2026）年度からの5年間が地域脱炭素の実行集中期間として新たに位置づけられることから、地域脱炭素を一層推進するための大規模かつ安定的な財政措置を講じること。

2 地域と共生した再エネ設備の導入を促進するため、地域脱炭素化促進事業制度における地方公共団体や事業者へのインセンティブを拡大すること。

3 地域における温室効果ガス排出量を迅速かつ正確に把握するため、統計資料の早期提供を行うとともに、小売電気事業者ごとの都道府県別および市町村別電力需要実績等の情報について開示する仕組みを構築すること。

(総務省、資源エネルギー庁、環境省)

97. 海岸漂着物対策の推進 環境生活部

1 海岸漂着物をはじめとする海洋ごみの発生抑制対策を推進するため、内陸県を含む広域的な連携の取組に対しては財政的支援を拡充（補助率の嵩上げ等）すること。

2 海洋ごみのさらなる発生抑制対策を推進するため、河川を通じて海域に流出するおそれのある陸域の散乱ごみの回収・処理についても、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る補助対象とすること。

(環境省)

98. 「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた施策の推進 環境生活部

1 「きれいさ」と「豊かさ」が調和・両立した伊勢湾の実現に向け、的確な栄養塩類管理のために、生物の生息環境の変化などの視点を含めた調査・研究をさらに推進するとともに、その成果について広く情報発信・提供すること。

2 「きれいで豊かな伊勢湾」を実現するため、省庁間の連携を一層強化すること。

(環境省)

99. 産業廃棄物の環境修復事業への財政支援の継続・恒久的な財政支援のための制度 環境生活部

1 産廃特措法の支援を得て特定支障除去等事業を実施した事案地において、地方公共団体が実施する安全・安心の確保に向けたモニタリング等の取組について、2年間のさらなるモニタリングの支援を継続するとともに、法改正等により、恒久的な財政支援を行うこと。

2 産業廃棄物の不法投棄等に対する原状回復の支援を維持するとともに、その財源が枯渇することのないよう国の責任において必要十分な額の基金を造成すること。

(総務省、財務省、環境省)

100. 国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化 農林水産部

1 吉野熊野国立公園にある日本三大峡谷の一つである大杉谷において、ユネスコエコパークにも登録された雄大な自然景観や豊かな生態系を体感することができるよう、国直轄事業によるビジターセンターを設置すること。

2 伊勢志摩国立公園において取り組んでいる、「国立公園満喫プロジェクト」の水平展開や、当該国立公園が令和8（2026）年に迎える指定80周年に向け、地域資源を活用した自然体験や老朽化した施設の改修、活動拠点の整備等を推進することができるよう、予算を十分に確保すること。

(環境省)

101. 再生可能エネルギー発電設備導入・更新への支援 企業庁

水道・工業用水道施設における温室効果ガス排出量の削減を推進するため、再生可能エネルギー発電設備を導入・更新する際の財政支援を行うこと。

(環境省)

102. 不適正ヤードの規制の強化 環境生活部

雑品スクラップ等を保管する事業場（ヤード）周辺の生活環境を保全するため、廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度等の見直しなど制度的措置を早急に講じるとともに、制度の実効性を高めるための周知を行うこと。

(環境省)

防衛省

103. 大規模災害発生時における自衛隊のさらなる支援 防災対策部

大規模地震に伴う広範な火災が発生した場合には、火災発生場所に残存する要救助者に十分配慮しつつ、必要に応じて空中消火を行うことが必要であり、かかる事態に備えるため、特に中部方面隊管内に所在する回転翼機を県主催の訓練に参加させること。

(防衛省)

